

令和2年度

# 島根県交通安全実施計画

島根県交通安全対策会議

## はじめに

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定により、平成27年度に策定した第10次島根県交通安全計画（計画期間平成28年度～令和2年度）に基づき、島根県及び国の指定地方行政機関が令和2年度に行う島根県内の陸上交通の安全に関する具体的な施策について取りまとめたものです。

第10次島根県交通安全計画では、平成28年3月に設定された国の「令和2年までに24時間交通事故死者を2,500人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。」という目標を受け、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない島根を目指し、各種の施策を着実に推進することにより、令和2年までに年間の交通事故死者数を18人以下、死傷者数を1,300人以下、高齢者交通事故死者数を全死者数の半分以下に抑えるという具体的な数値目標を掲げました。

令和元年の県内の交通事故発生件数は927件（対前年▲96件）、交通事故死者数は25人（対前年＋5人）、負傷者数は1,058人（対前年▲154人）であり、発生件数・負傷者数は10年連続で減少となりました。しかしながら、死者数は3年連続で全国最少数となったものの、前年比で5人の増加となりました。

また、高齢者死者数は18人と前年比で6人増加となり、全死者数に占める割合は72%と、依然として非常に高い構成率となっています。

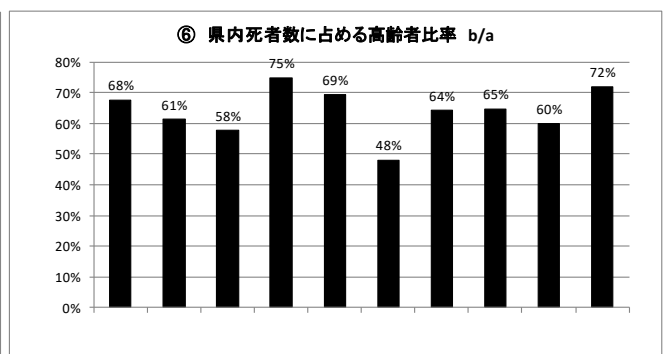
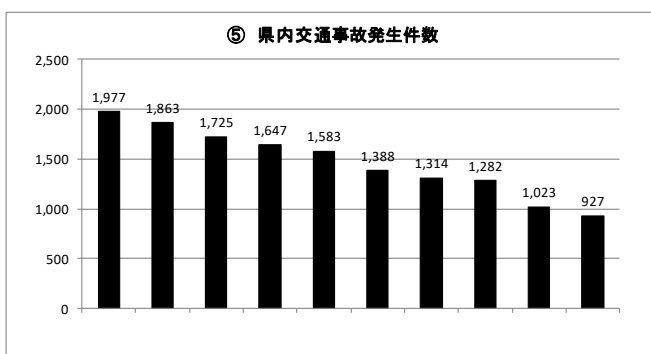
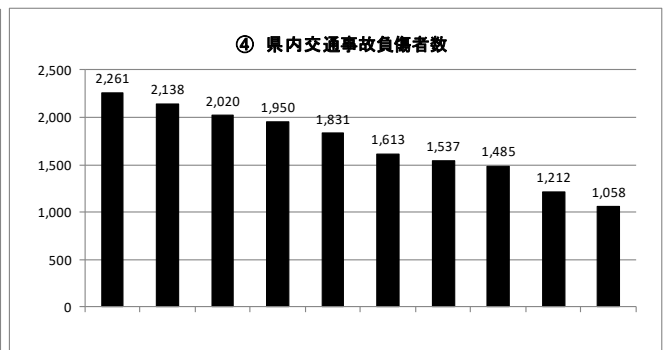
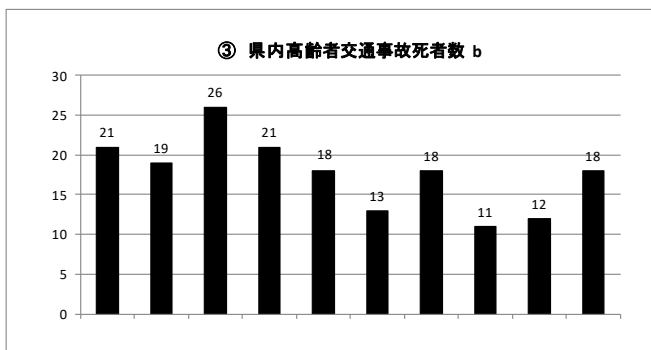
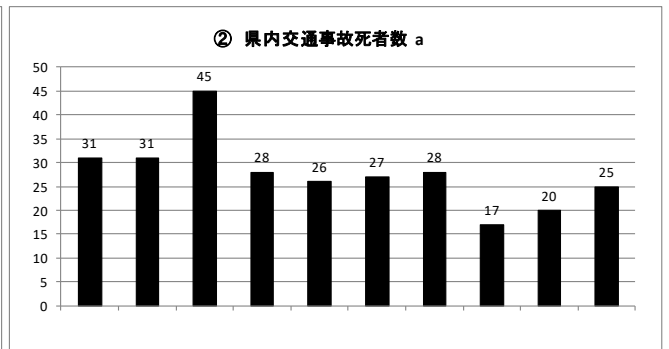
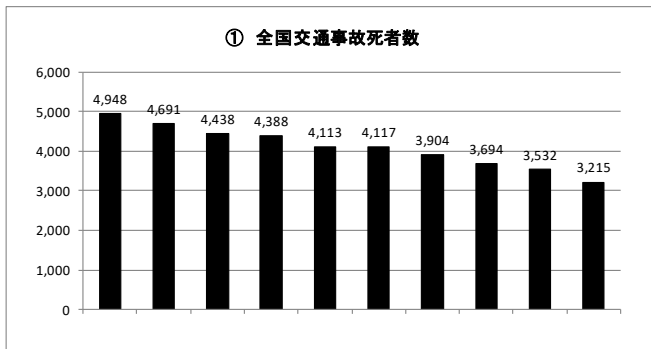
第10次島根県交通安全計画の目標を達成するためには、本県における交通事故の特徴である高齢者関与事故の抑止を最重点におくほか、道路交通環境の整備、交通安全意識の普及徹底、高齢運転者を含む運転者教育の充実、交通実態に即した交通規制の実施、救助・救急活動の充実、被害者支援、さらに鉄道交通の安全など、総合的な諸対策をこれまで以上に推進する必要があります。

また、本年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、諸対策を推進する上でも、感染症拡大防止のため、3密（密閉、密集、密接）の回避などを考慮しながら、各機関・団体が連携し対応していく必要があります。

令和2年度も島根県及び国の指定地方行政機関相互の緊密な連携の下で、この計画を着実に実施することによって交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

## 交通事故の状況(過去10年間)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年対比	
											増減	増減率
① 全国交通事故死者数	4,948	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	-317	-9.0%
② 県内交通事故死者数 a	31	31	45	28	26	27	28	17	20	25	5	25.0%
③ 県内高齢者交通事故死者数 b	21	19	26	21	18	13	18	11	12	18	6	50.0%
④ 県内交通事故負傷者数	2,261	2,138	2,020	1,950	1,831	1,613	1,537	1,485	1,212	1,058	-154	-12.7%
⑤ 県内交通事故発生件数	1,977	1,863	1,725	1,647	1,583	1,388	1,314	1,282	1,023	927	-96	-9.4%
⑥ 県内死者数に占める高齢者比率 b/a	68%	61%	58%	75%	69%	48%	64%	65%	60%	72%	-	12.0%



# 目 次

## 道路交通安全対策

### 1 道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ----- 1
- (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 ----- 3
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 ----- 4
- (4) 交通安全施設等整備事業の推進 ----- 10
- (5) 無電柱化の推進 ----- 13
- (6) 効果的な交通規制の実施 ----- 14
- (7) 自転車利用環境の総合的整備 ----- 15
- (8) 高度道路交通システム（ITS）の活用 ----- 16
- (9) 交通需要マネジメントの推進 ----- 18
- (10) 災害に備えた道路交通環境の整備 ----- 19
- (11) 総合的な駐車対策の推進 ----- 21
- (12) 道路交通情報の充実 ----- 22
- (13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ----- 23

### 2 交通安全意識の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進 ----- 25
- (2) 効果的な交通安全教育の推進 ----- 29
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ----- 30
- (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ----- 35
- (5) 県民の参加・協働の推進 ----- 37

### 3 安全運転の確保

- (1) 運転者教育等の充実 ----- 38
- (2) 県民の立場に立った運転免許業務の推進 ----- 40
- (3) 安全運転管理の推進 ----- 41
- (4) 自動車運送事業者の安全対策の充実 ----- 42
- (5) 交通労働災害の防止等 ----- 43
- (6) 道路交通に関する情報の充実 ----- 44

### 4 車両の安全性の確保

- (1) 自動車の検査及び点検整備の充実 ----- 47
- (2) 自動車アセスメント情報の提供等 ----- 48
- (3) リコール制度の充実・強化 ----- 48
- (4) 自転車の安全性の確保 ----- 48

### 5 道路交通秩序の維持

- (1) 交通の指導取締りの強化等 ----- 49
- (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ----- 51
- (3) 暴走族等対策の強化 ----- 52

<b>6 救助・救急活動の充実</b>	
(1) 救助・救急体制の整備	53
(2) 救急医療体制の整備	57
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	58
<b>7 被害者支援の充実と推進</b>	
(1) 交通事故相談業務の充実	59
(2) 損害賠償の請求についての援助等	60
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	61
(4) 無保険（無共済）車両対策の徹底	63
<b>8 研究開発及び調査研究の充実</b>	
(1) 道路交通安全に関する研究開発の推進	64
(2) 道路交通事故の分析と活用	64
(3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究	64

### 鉄道交通安全対策

<b>1 鉄道交通環境の整備</b>	
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	65
(2) 運転保安設備等の整備	65
<b>2 鉄道の交通の安全に関する知識の普及</b>	67
<b>3 鉄道の安全な運行の確保</b>	
(1) 保安監査の実施	68
(2) 運転士の資質の保持	68
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	68
(4) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	68
(5) 運輸安全マネジメント評価の実施	68
(6) 気象情報等の充実	69
<b>4 鉄道車両の安全性の確保</b>	70
<b>5 救助・救急活動の充実</b>	70
<b>6 被害者支援の推進</b>	71
<b>7 鉄道事故等の原因究明と再発防止</b>	71

### 踏切道における交通安全対策

<b>1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進</b>	72
<b>2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</b>	73
（高齢者等の歩行者安全対策の推進）	
<b>3 踏切道の統廃合の促進</b>	74
<b>4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置</b>	75
 交通安全対策基本法（抜粋）	 76

道路交通安全対策		中項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		

中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所  
県道路維持課・県道路建設課 関係施策

1 計画の実施方針

「人」の視点に立った、安全で快適な歩行、走行のための道路整備を推進する。

- (1) 生活道路における交通安全対策の推進
- (2) 通学路等の歩道整備等の推進
- (3) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

2 計画の内容

(1) 生活道路における交通安全対策の推進【重点事項】

道路管理者と公安委員会が連携し、歩道の整備、路側帯の設置・拡幅、信号灯火のLED化、道路標識・標示の高輝度化等を推進するとともに、音響式信号機や歩車分離式信号機の導入、速度の抑制等のゾーン対策、道路形状や交差点が存在することの運転者への明示、歩行者・自動車の通行区分の明示等を進めることにより、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保する。

(2) 通学路等の歩道整備等の推進【重点事項】

小学校、幼稚園、保育所及び認定こども園等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備を推進する。

歩道の整備延長（事業担当機関）	令和元年度現状	令和2年度計画	令和2年度目標
国道（松江国道事務所）	259.78 k m	259.78 k m	1, 5 0 0 km (総計)
国道（浜田河川国道事務所）	51.94 k m	51.94 k m	
国道+県道（県道路建設課）	1,172.00 k m	1,184.40 k m	
計	1,483.72 k m	1,496.12 k m	

(3) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備【重点事項】

改築事業等による整備と併せて、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（いわゆる「交通バリアフリー法」）に基づく「道路の移動円滑化整備ガイドライン」の考え方に基づき、快適な歩行空間を十分確保した歩道の整備に努めるとともに、交通バリアフリー基本構想特定事業計画箇所の整備を推進する。（平成29年度整備完了）

道路交通安全対策		中項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		

**県警察交通規制課 関係施策**

1 計画の実施方針

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、歩行者・自転車対策及び生活道路対策を推進する。

- (1) 生活道路における交通安全対策の推進
- (2) 通学路等の交通安全施設等整備の推進
- (3) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
- (4) 「ゾーン30」の推進

2 計画の内容

(1) 生活道路における交通安全対策の推進【重点事項】

生活道路における通過交通の進入抑制・速度抑制等の交通規制により、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するとともに、生活道路に接する国道・幹線道路等について、信号機の高度化（改良）や灯器のLED化等により、円滑な交通を確保し、交通事故の防止を図る。

(2) 通学路等の交通安全施設等整備の推進【重点事項】

通学・通園路等における子供の交通安全を確保するため、歩道整備にあわせて横断歩道等の効果的な交通安全施設等を整備する。

(3) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備【重点事項】

交通バリアフリー基本構想特定事業箇所のほか、「シルバーゾーン」内を中心に音響式信号機・経過時間表示機能付歩行者用灯器やエスコートゾーン（横断歩道上への点字ブロックの敷設）の整備、道路標識・標示の高輝度化等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。

(4) 「ゾーン30」の推進

歩行者・自転車の通行が優先され、通過交通を可能な限り抑制するという基本的なコンセプトに対する地域住民の同意が得られる地区(ゾーン)内の最高速度規制を30km/hの区域規制とし、路側帯の設置・拡幅などの各種生活道路対策を実施していく。

道路交通安全対策		中項目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		
<p>中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所・県道路維持課・県道路建設課          県高速道路推進課・県都市計画課・県警察交通規制課・西日本高速道路株式会社中国支社 関係施策</p>			
<p>1 計画の実施方針</p> <p>高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。</p> <p>(1) 道路ネットワークの整備</p> <p>(2) 歩行者、自転車中心の生活道路</p>			
<p>2 計画の内容</p> <p>(1) 道路ネットワークの整備</p> <p>高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備を推進し、道路種別に応じた適切な交通量を分担できる道路ネットワーク形成に努め、道路の適切な機能分化を推進する。</p> <p>(2) 歩行者、自転車中心の生活道路【重点対策】</p> <p>高規格幹線道路等事故率の低い道路利用を促進する一方、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通の形成に努める。</p>			



道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		
<p>中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所            県道路維持課・県道路建設課・県都市計画課 関係施策</p>			
<p>1 計画の実施方針</p> <p>事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全実績を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策など、きめ細かく効率的な事故対策を推進する。</p> <p>さらに、一般道路に比べ安全性の高い高規格幹線道路の利用促進を図るほか、特に高齢者運転者にわかりやすい逆走防止対策に取り組む。</p> <p>計画においては、以下を重点事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進</li> <li>(2) 事故危険箇所対策の推進</li> <li>(3) 重大交通事故の再発防止</li> <li>(4) 適切に機能分担された道路網の整備</li> <li>(5) 県管理道路の改築等による交通事故対策の推進</li> <li>(6) 交通安全施設等の高度化</li> </ol>			
<p>2 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 【重点事項】            島根県内の交通事故が多発している区間、近年、重大交通事故が発生した区間等、危険な箇所を交通事故データや地域の声等第三者の意見を参考に「事故危険区間（53箇所）」として選定し、効率的・計画的に交通安全施策を実施する。</li> <li>(2) 事故危険箇所対策の推進            公安委員会と緊密に連携し、死傷事故率の高い幹線道路の区間及び交差点について指定している「交通事故危険箇所」における道路標識の高輝度化等、集中的な交通事故抑止対策を講じる。</li> </ol>			

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		

【交通事故重点対象事業】

○ 松江国道事務所

	令和元年度実績	令和2年度計画
	道路整備勘定（百万円）	道路整備勘定（百万円）
一 種 事 業	318	486
二 種 事 業	568	68

○ 浜田河川国道事務所

	令和元年度実績	令和2年度計画
	道路整備勘定（百万円）	道路整備勘定（百万円）
一 種 事 業	39	147
二 種 事 業	146	142

※一種事業：道路管理者が行う交通安全事業の中で主に道路の改良に関する事業で、具体的には歩道、歩行者専用道路、自転車道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、横断歩道橋、地下横断歩道、中央帯、交差点改良、視距の改良、車両停車帯、路肩の改良、登坂車線及び付加車線等の事業

※二種事業：道路管理者が行う交通安全事業の中で主に道路附属物及び区画線の設置に関する事業で、具体的には道路照明、防護柵、道路標識、視線誘導標、道路反射鏡、自転車駐車場、道路情報提供装置、区画線、自動車駐車場及び地点標等の事業

(3) 重大交通事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大交通事故が発生した場合は、速やかに当該箇所の道路交通環境等発生要因について調査するとともに、発生要因に則した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な交通事故の再発防止を図る。

(4) 適切に機能分担された道路網の整備

通過交通の排除と交通の効果的な分散を図り、道路混雑のない円滑な交通環境を作るため、一般国道432号【大庭バイパス】、(主)浜田八重可部線【今市工区】などの整備促進を図る。

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		

(5) 県管理道路の改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全確保を図るため道路改築に併せた歩道の新設、拡幅等を（都）松江熊野線を始めとする街路事業や道路改築事業により計画的に実施する。

事業名 (実施事業・工種)	令和元年度実績		令和2年度計画	
	事業量	事業費(百万円)	事業量	事業費(百万円)
道路改築事業(道路建設課)	202工区	21,817	192工区	19,816
街路事業(都市計画課)	9工区	2,423	7工区	2,398
計		24,240		22,214

※事業量は当該年度実施箇所数（継続及び完了の全て）である。

(6) 交通安全施設等の高度化

道路の構造、交通の状況等に応じて、交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化等の交通安全施設の整備を推進するほか、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認出来るようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。

また、依然として多発している夜間死亡事故に対処するため、道路照明・視線誘導標等の設置による夜間事故対策を推進する。

県農地整備課 関係施策

1 計画の実施方針

農産物輸送の合理化を図るため、農道の新設又は既設農道の改良による整備を行う。

また、農道の通行の安全を確保するため、交通安全施設の整備を行う。

- (1) 適切に機能分担された道路網の整備
- (2) 改築等による交通事故対策の推進

2 計画の内容

農道の新設・改築及び交通安全施設の整備

事業名	令和元年度実績		令和2年度計画	
	事業量	事業費(百万円)	事業量	事業費(百万円)
一般農道整備事業	6地区	573	6地区	583
基幹農道整備事業	4地区	759	4地区	790
ふるさと農道整備事業	3地区	578	3地区	1,068
農道保全対策事業	14地区	775	12地区	611

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		

県森林整備課 関係施策

1 計画の実施方針

林道機能の向上を図り、安全な自動車走行を確保するため、改良・舗装事業を行うとともに、交通安全施設の整備を行う。

- (1) 適切に機能分担された道路網の整備
- (2) 改築等による交通事故対策の推進

2 計画の内容

林道の改良、舗装及び交通安全施設の整備

事業名 (実施事業・工種)	令和元年度実績		令和2年度計画		事業主体
	事業量	事業費(百万円)	事業量	事業費(百万円)	
林道改良事業	9路線	316	9路線	257	県市町
林道舗装事業	0路線	0	1路線	10	
計	9路線	316	10路線	267	

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		

中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所  
 県高速道路推進課・県警察交通規制課・西日本高速道路株式会社中国支社 関係施策

1 計画の実施方針

高速自動車国道等<sup>※</sup>においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

※高速自動車国道等とは、高速自動車道とこれに並行する一般国道の自動車専用道を示す。

- (1) 適切に機能分担された道路網の整備
- (2) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

2 計画の内容

(1) 適切に機能分担された道路網の整備

安全性が高い高速自動車国道等の整備を促進し、一般道路の事故の減少を図る。

○ 高速自動車国道等の状況（令和2年4月1日現在）

計画路線延長 (km)	供用延長 (km)		供用率 (%)	
	令和元年度現状	令和2年度計画	令和元年度現状	令和2年度計画
286	222	222	78	78

(2) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

ア 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、事故要因の分析を行い、注意喚起標識、路面標示、薄層舗装の整備等を重点的に実施する。

イ 道路構造上往復に分離されていない区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、高視認性ポストコーン、高視認性区画線の設置による簡易分離施設の視認性向上、凹凸型路面標示の設置等の分離対策の強化を図る。

また、効果が期待されるワイヤロープについて、土工部<sup>※</sup>への設置を進める。

※土工部とは、橋梁部・トンネル部以外の道路の部分を用いる。

ウ 逆走及び歩行者、自転車等の立ち入り事案による事故を防止するため、連絡等施設付近では標識や路面標示の整備、ポスター等の掲示により安全啓発を図る。

エ 道路利用者の多様なニーズにこたえ、道路利用者へ適切な道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）およびETC2.0等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、携帯電話、インターネット等広く普及している情報通信を活用し即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

オ 二次的交通事故防止対策の推進

車両故障若しくは交通事故により停止中の車両から降車し、又は車内にとどまった運転者等が被害に遭う交通事故が後を絶たないことから、車両故障等で運転が困難となった場合の避難や停止表示器材の表示等の措置について、広報啓発活動や交通安全教育を推進する。

道路交通安全対策		中項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		

県警察交通規制課 関係施策

1 計画の実施方針

- (1) 事故危険箇所対策の推進
- (2) 幹線道路における交通規制
- (3) 重大交通事故の再発防止
- (4) 交通安全施設等の整備及び高度化

2 計画の内容

(1) 事故危険箇所対策の推進

道路管理者と緊密に連携し、死傷事故率の高い幹線道路の区間及び交差点について指定している事故危険箇所において、信号機の改良や信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を実施する。

(2) 幹線道路における交通規制

一般道路については、道路構造、交通安全施設の整備状況、交通状況、交通事故の発生状況等を勘案しつつ、交通規制の見直しを行い、その適正化を図る。

新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況等を総合的に勘案して交通実態に即した交通規制を推進する。

また、交通事故発生時、天候不良等の交通障害発生時には、その状況に即して臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。

(3) 重大交通事故の再発防止

交通死亡事故をはじめとする重大交通事故が発生した場合は、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生要因について調査するとともに、発生要因に則した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な交通事故の再発防止を図る。

また、重大交通事故発生現場における現地検討会の結果等を警察本部及び県内各警察署等で共有することにより、同様の道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、重大交通事故の再発を防止するための必要な措置を講ずる。

(4) 交通安全施設等の整備及び高度化

道路の構造及び交通の実態、交通事故の発生状況を十分に調査分析し、真に必要性が高い場所に信号機を設置するとともに、既設信号機の設置方法の合理化や交通環境の変化に応じた見直しを図る。

信号機の集中制御化、系統化、速度感応化、多現示化、右折感応化等の高度化を推進し、交通状況の変化に合理的に対応する。

道路構造や交通量、交通事故の発生状況等、交通実態を十分に把握し、交通環境の変化に応じ、必要性の低下した交通安全施設の合理化によって、真に必要性の高い箇所への交通安全施設の整備を推進する。

また、経年劣化等により視認性の低下した交通規制標識及び標示を計画的に補修し、標識・表示の適切な維持管理に努める。

道路交通安全対策		中項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
大項目	1 道路交通環境の整備		

中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所  
 県道路維持課・県道路建設課・県警察交通規制課 関係施策

1 計画の実施方針

社会資本整備重点計画に基づき、歩行者及び自転車利用者の保護を最重点に自転車歩行者道の整備を始め、交差点改良の推進、道路照明、防護柵、道路情報提供装置等の整備と、区画線の更新等を積極的に実施するとともに、高齢者、障がい者等の移動が円滑になるようバリアフリー化の推進を行う。

また、歩道の設置を伴う既存道路の拡幅工事、駐車場の設置、登坂車線等の道路事業を計画的に実施する。

- (1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
- (2) 幹線道路対策の推進
- (3) 道路交通環境整備への住民参加の促進
- (4) 連絡会議等の活用

2 計画の内容

【交通安全施設等整備事業の推進】

○ 松江国道事務所

	令和元年度実績	令和2年度計画
	道路整備勘定（百万円）	道路整備勘定（百万円）
一 種 事 業	390	177
二 種 事 業	599	561
合 計	989	738

○ 浜田河川国道事務所

	令和元年度実績	令和2年度計画
	道路整備勘定（百万円）	道路整備勘定（百万円）
一 種 事 業	618	453
二 種 事 業	484	491
合 計	1,102	944

(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

「ゾーン30」における面的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行空間の確保を図るとともに、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間を確保する。

(2) 幹線道路対策の推進

幹線道路の機能の維持向上のため、信号機の制御設定の計画的な見直し等を推進するとともに、信号機の集中制御化、系統化、感応化、多現示化等の高度化を推進する。

また、交通事故が特定の区間に集中して発生する幹線道路の事故危険箇所において、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交通信号機の改良、交差点改良等総合的な対策を実施する。

道路交通安全対策		中項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
大項目	1 道路交通環境の整備		
<p>(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進</p> <p>「標識BOX・信号機BOX」(はがき、インターネット等を利用して、地域住民や運転者等道路利用者から道路標識等に関する意見を受付けるもの。)等を活用し、地域住民等が日常感じている意見を取り入れ、交通安全施設の整備や対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道の相談室」の活用</li> <li>・ 地域住民参加の現場点検の実施</li> </ul> <p>ア 道路管理者、交通管理者及び地域住民や道路利用者の主体的な参加のもと、「交通安全総点検」「通学路交通安全プログラム」として道路環境の点検を行い、行政と住民など地域が一体となった取り組みを通じて交通の安全確保を図る。</p> <p>イ 重大交通事故発生時や事故危険箇所において、地域内の交通関係団体や住民の参加を得た現場点検を実施し地域住民の意見を反映させた道路交通環境の整備を図る。</p> <p>(4) 連絡会議等の活用</p> <p>「島根県道路交通環境安全推進連絡会議」等の連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。</p>			



道路交通安全対策		中項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
大項目	1 道路交通環境の整備		

県警察交通規制課 関係施策

1 計画の実施方針

公安委員会所管に係る交通安全施設を整備する。

- (1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
- (2) 幹線道路対策の推進
- (3) 交通円滑化対策の推進
- (4) ICT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

2 計画の内容

(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

「ゾーン30」や「通学路」において、音響式信号機や横断時間延長機能を付加したバリアフリー対応型信号機を整備するほか、道路標識や道路標示などの交通安全施設の整備を行い、歩行者や自転車利用者等の快適な交通環境の確立を図る。

(2) 幹線道路対策の推進

事故危険箇所などの幹線道路において、高速走行抑止システムの整備や多現示化などの信号機の高度化を図るとともに、信号機等老朽化した交通安全施設についての計画的な更新補修を推進し、重大交通事故の防止などの交通の安全と円滑を確保する。

(3) 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の高度化、夜間の交通量に応じた必要な箇所の高輝度標識の設置等を推進するほか、不法占用物件の排除、道路の掘り返しの抑制など道路使用の適正化や駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図る。

(4) ICT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現【重点事項】

交通実態に応じた信号制御の高度化や新交通管理システム（UTMS：Universal Traffic Management Systems）の整備推進により、情報収集・提供環境を拡充し、道路交通情報提供の充実等を図る。

○ 社会資本整備重点計画に基づく交通安全施設整備状況（各年度末累計）

事業内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歩車分離式信号整備	46基	47基	48基	48基	49基	50基
信号灯器LED化	810基	848基	882基	883基	898基	917基
光ビーコン整備	194基	196基	198基	200基	212基	217基
音響式信号機整備	124基	126基	129基	130基	132基	136基
高齢者等感応信号機整備	52基	52基	52基	53基	53基	53基

※光ビーコン（光学式車両感知器） ～ 近赤外線を用いて車載のカーナビゲーション等と交通管制センターとの情報の双方向通信や車両感知機能（交通量等の測定）の両方を併せ持つ幹線路上の装置

道路交通安全対策		中項目	(5) 無電柱化の推進
大項目	1 道路交通環境の整備		
<p>中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所            県道路維持課・県道路建設課・都市計画課 関係施策</p>			
<p>1 計画の実施方針            中国地区電線類地中化協議会の「無電柱化推進計画」に従って、無電柱化を推進する。</p>			
<p>2 計画の内容            安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、道路の新設拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組を推進する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(6) 効果的な交通規制の実施
大項目	1 道路交通環境の整備		
<b>県警察交通規制課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路交通に起因する障害を防止するため、交通事故発生状況や地域・道路の実態に応じた効果的な交通規制を実施する。</p>			
(1) 地域の特性に応じた交通規制			
(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制			
(3) 交通実態の変化等に即した交通規制の推進及び道路交通環境の更なる改善			
2 計画の内容			
(1) 地域の特性に応じた交通規制			
<p>「通過交通の用に供する道路」「地域交通の用に供する道路」「歩行者・自転車の用に供する道路」等、道路の利用実態に応じた交通規制を推進するとともに、「スクールゾーン」内や「シルバーゾーン」「ゾーン30」内における総合的な交通規制を実施する。</p>			
(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制			
<p>安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適正な配分・誘導を図る。</p>			
(3) 交通実態の変化等に即した交通規制の推進及び道路交通環境の更なる改善			
<p>道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の地域の交通実態及び地域住民、道路利用者等の意見も踏まえ、計画的な見直しを推進する。</p> <p>最高速度規制については、「島根県警察速度管理指針」を踏まえ、主要な幹線道路においては、道路環境や道路構造、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の見直しや規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(7) 自転車利用環境の総合的整備【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		
<p>中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所            県道路維持課・県道路建設課 関係施策</p>			
<p>1 計画の実施方針</p> <p>自転車道の整備や自転車レーンの設置、幅の広い歩道での自転車通行部分の指定など、自転車や歩行者が安全に通行できる環境整備を行う。</p> <p>(1) 安全で快適な自転車利用環境の創出</p> <p>(2) 自転車等の駐車対策の推進</p> <p>(3) 大規模自転車道の整備</p>			
<p>2 計画の内容</p> <p>(1) 安全で快適な自転車利用環境の創出</p> <p>公安委員会と道路管理者が連携して、自転車の安全な通行環境を整備する。</p> <p>また、自転車が走行可能な幅の広い歩道である自転車歩行者道、路肩のカラー舗装化や縁石の設置等、総合的に自転車利用環境を整備する。</p> <p>(2) 自転車等の駐車対策の推進</p> <p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）に基づき、自転車等の駐車対策を総合的に推進する。</p> <p>(3) 大規模自転車道の整備</p> <p>地域のニーズを踏まえ、既存施設を有効利用し、交通の安全を確保し、余暇活動の増大に対応した歴史や自然に親しめる大規模自転車道の整備を推進する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(8) 高度道路交通システム(ITS)の活用
大項目	1 道路交通環境の整備		
<p>中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所 中国運輸局島根運輸支局・西日本高速道路株式会社中国支社・中国総合通信局 関係施策</p>			
<p>1 計画の実施方針</p> <p>最先端のICTを用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）を引き続き推進する。</p> <p>※高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport System）</p> <p>近年の道路交通に起因する諸問題を情報通信技術、その他の科学技術を導入することにより解決することを目指した活動の総体を意味する。</p> <p>(1) 交通事故防止のための運転支援システムの推進</p> <p>(2) ETC2.0の展開</p> <p>(3) 道路運送事業に係る高度情報化の促進</p>			
<p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通事故防止のための運転支援システムの推進【重点事項】</p> <p>道路と車両間の通信技術を活用し、安全で快適な車両走行を支援する走行支援道路システム（AHS）を推進する。</p> <p>(2) ETC2.0の展開</p> <p>ETCの通信技術をベースとしたETC2.0サービスの普及を官民一体となって展開する。</p> <p>ETC2.0サービスにより、ETCに加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを実現する。</p> <p>(3) 道路運送事業に係る高度情報化の推進</p> <p>環境に配慮した安全かつ円滑な自動車の運行を実現するため道路運送事業において実証実験等の実施結果を踏まえ、ITS技術を活用した、システム等の整備を推進し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(8) 高度道路交通システム(ITS)の活用
大項目	1 道路交通環境の整備		
<b>県警察交通規制課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>ICTを活用し、人と道路と車とを一体としたシステムを構築し、安全性及び快適性等の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与するITSを推進する。</p>			
(1) 道路交通情報通信システムの整備			
(2) 新交通管理システムの推進			
(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進			
2 計画の内容			
(1) 道路交通情報通信システムの整備			
<p>リアルタイムでの渋滞情報、交通規制の状況等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するため、光ビーコンを整備するとともに、情報提供の充実を図る。</p>			
(2) 新交通管理システムの推進			
<p>交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として交通流・量を総合的に管理することにより、高度な交通情報提供、公共車両の優先通行、交通公害の削減、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図り、交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実等を推進する。</p>			
(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進			
<p>交通管制システムのインフラ等を利用して、運転者に対して周辺の交通状況をリアルタイムに情報提供することにより、危険要因に対する注意を促し、交通事故の防止を図る安全運転支援システムの整備促進を図る。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(9) 交通需要マネジメントの推進
大項目	1 道路交通環境の整備		
<b>県警察交通規制課・県交通対策課・県環境政策課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図るため、交通管制の高度化等に加え、パークアンドライドの推進等により、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメントを推進する。</p> <p>地域における自動車交通需要の調整を図ることにより、自動車からの窒素酸化物化合物及び粒子状物質の排出量を削減し、あわせて温室効果ガスの排出削減を進める。</p>			
(1) 公共交通機関利用の促進			
(2) 自動車利用の効率化			
(3) 交通需要の平準化			
2 計画の内容			
(1) 公共交通機関利用の促進			
<p>ア 道路交通の混雑が著しい道路については、バス優先・専用レーンなどの交通規制とバス感应式信号機や公共車両優先システム（PTPS）などの交通安全施設を有効に組み合わせることにより、路線バス等の公共交通機関の優先通行の確保を図る。</p> <p>イ ノーマイカーデー、パークアンドライド等を推進し、マイカー通勤から鉄道・バス等の公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。</p> <p>ウ マイカー利用を自粛する取組の促進</p> <p>毎月1日、20日を車の利用を控える「ノーマイカーデー」とするとともに、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用を行う「エコドライブ」の推進に全県的に取り組むこととし、県をはじめ県内の市町村や企業及び団体等とともに推進する。</p>			
(2) 自動車利用の効率化			
自動車相乗りの促進、共同配送システムの構築等による人の輸送や物流の効率化の促進を図る。			
(3) 交通需要の平準化			
交通需要のピーク時間帯の交通を分散するため、渋滞情報等の交通情報提供の充実を図る。			

道路交通安全対策		中項目	(10) 災害に備えた道路交通環境の整備
大項目	1 道路交通環境の整備		

中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所  
 県道路維持課・県道路建設課 関係施策

1 計画の実施方針

豪雨、豪雪、地震、津波等の災害に備えた道路や災害に強い交通安全施設等の整備を推進するとともに、災害発生時における交通規制情報提供の充実を図る。

- (1) 災害に備えた道路の整備
- (2) 災害に強い交通安全施設等の整備
- (3) 災害発生時における交通規制
- (4) 災害発生時における情報提供の充実

2 計画の内容

(1) 災害に備えた道路の整備

大規模地震発生時の被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため「緊急輸送道路の橋梁の耐震補強」を推進する。

○ 県管理道路の橋梁の耐震増強

令和元年度実績			令和2年度計画（予定）		
事業量 （路線／箇所）	事業費 （百万円）	完了 （箇所）	事業量 （路線／箇所）	事業費 （百万円）	完了 （箇所）
18／33	1,929	9	18／27	1,898	12

(2) 災害に強い交通安全施設等の整備推進

道路構造の保全、道路構造に起因する交通の危険防止、災害時等の緊急時における道路状況の迅速かつ的確な把握を目的として道路管理用監視カメラ（CCTV）の整備を推進する。

(3) 災害発生時における交通規制

災害発生時における道路交通の混乱を最小限に抑えるため、的確な迂回路指示・広報を行うとともに情報を提供する道路情報板等の整備を推進する。

(4) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生に伴う通行止め等の道路交通規制情報を迅速に収集し、道路利用者へ道路交通情報板やインターネット等を活用した情報提供の充実を図る。

また、通行止め等の災害時における道路交通規制情報提供の在り方について、道路管理者等の関係機関及び報道関係者間で引き続き検討を進める。



道路交通安全対策		中項目	(10) 災害に備えた道路交通環境の整備
大項目	1 道路交通環境の整備		
<b>県警察交通規制課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>災害に強い交通安全施設等の整備を推進するとともに、災害発生時における交通規制の的確な実施や情報提供等の充実を図る。</p> <p>(1) 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <p>(2) 災害発生時における交通規制</p> <p>(3) 災害発生時における交通情報提供の充実</p> <p>(4) 原子力災害における避難・誘導システムの高度化整備</p>			
2 計画の内容			
<p>(1) 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <p>交通管制センターの高度化を図り、また、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動式信号機電源付加装置や停電対策用電源箱、可搬式発動発電機の整備と適切な維持管理を推進するとともに、可搬式発動発電機等の確保について関係機関・団体、民間企業等との協力関係の構築を図る。</p> <p>(2) 災害発生時における交通規制</p> <p>災害発生に伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、大規模災害発生時には、緊急交通路を確保するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく緊急通行車両以外の車両通行禁止規制を実施する。</p> <p>(3) 災害発生時における交通情報提供の充実</p> <p>災害発生時には、通行止め等の情報を迅速に収集し、交通情報板やインターネット等を活用した交通情報提供の充実を図る。</p> <p>また、地震被害の軽減のために、地震による大きな揺れが迫っていることを事前に知らせることを目指した情報である「緊急地震速報」の適切な利用が図られるよう「緊急地震速報の利用の心得」<sup>※</sup>の普及に努める。</p> <p>※気象庁「緊急地震速報の利用の心得」(抜粋)</p> <p>【自動車運転中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</li> <li>・ ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。</li> </ul> <p>(4) 原子力災害における避難・誘導システムの高度化整備</p> <p>P A Z (5km圏内)及びU P Z (30km圏内)の交通信号制御器の高度化を推進して、交通管制センターからの信号制御を可能とし、避難路における避難車(者)の誘導支援を推進する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(11) 総合的な駐車対策の推進【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		
<b>県警察交通企画課・県警察交通指導課・県警察交通規制課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通状況等に応じた総合的な駐車対策を推進する。</p> <p>また、違法駐車が著しく、安全で円滑な道路交通が阻害されている市街地の道路については、より合理的な駐車規制の実施、積極的な広報啓発活動等総合的な駐車対策を推進するとともに、違法駐車取締りを推進する。</p>			
(1) きめ細やかな駐車規制の推進			
(2) 違法駐車対策の推進			
(3) 違法駐車を排除しようとする機運の醸成			
2 計画の内容			
(1) きめ細やかな駐車規制の推進			
<p>道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しをはじめ、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。</p>			
(2) 違法駐車対策の推進			
<p>ア 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点指向し、地域の実態に応じたメリハリのある取締りを推進する。</p> <p>また、放置車両確認事務の民間委託実施地域においては、道路環境や交通環境の変化に対応した適正な取締りを実施するために、駐車監視員活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。</p>			
<p>イ 交通事故の原因となった駐車違反や、常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。</p> <p>他方、運転者責任を追及できない放置車両については、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。</p>			
(3) 違法駐車を排除しようとする機運の醸成			
<p>ア 広報啓発活動の推進</p> <p>違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への積極的な広報啓発活動を行う。</p>			
<p>イ 地域交通安全活動推進委員制度の活性化</p> <p>地域交通安全活動推進委員による積極的な街頭活動等により、住民の理解・協力を得ながら違法駐車排除の機運醸成を図る。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(12) 道路交通情報の充実【重点事項】
大項目	1 道路交通環境の整備		
中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所・県警察交通規制課 関係施策			
1 計画の実施方針			
<p>安全かつ円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細やかな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化多様化する道路交通情報に対する国民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、ITS等を活用して、道路交通情報の充実を図る。</p>			
(1) 情報収集・提供体制の充実			
(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化			
(3) 分かりやすい道路交通環境の確保			
2 計画の内容			
(1) 情報収集・提供体制の充実			
<p>多様化する道路利用者のニーズにこたえて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。</p>			
(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化			
<p>ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。</p>			
(3) 分かりやすい道路交通環境の確保			
<p>時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識及び中央線変移システムの整備を推進する。</p> <p>また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに、地図を活用した多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
大項目	1 道路交通環境の整備		
中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所・県道路維持課 関係施策			
1 計画の実施方針			
<p>道路交通の円滑・快適な利用を通じて、安全な道路交通環境を実現する。</p> <p>(1) 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>(2) 休憩施設等の整備促進</p> <p>(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p> <p>(4) 地域に応じた安全の確保</p>			
2 計画の内容			
<p>(1) 道路の使用及び占用の適正化</p> <p>道路法及び道路交通法の規定に基づく占有（使用）許可基準の適正な運用を図る。</p> <p>また、道路使用許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化を図る。</p> <p>ア 不法占有物件の排除</p> <p>(ア) 歩道の自転車、商品等の置場化、広告宣伝用物件の排除を図る。</p> <p>(イ) 行政指導又は監督処分を繰り返し、撤去しない悪質なものは、行政代執行等の強行措置を行う。</p> <p>(ウ) 電柱広告については、路上広告物等の占有基準に違反するものは、除去させるよう電柱所有者に対して指導を行う。</p> <p>イ 道路掘削工事の抑制</p> <p>無秩序な路面掘削工事とこれに伴う事故及び交通渋滞の防止のため工事施工時期等の適正な調整を図る。</p> <p>ウ 道路愛護思想の普及高揚</p> <p>道路ふれあい月間（8月）、交通安全運動期間等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。</p> <p>エ 電線類の地中化促進</p> <p>良好な景観の形成、安全で円滑な道路交通や良好な歩行空間の確保等を図るため、道路地下空間を活用した光ファイバーや電線類を収容する電線共同溝の整備促進を図る。</p> <p>(2) 休憩施設等の整備促進</p> <p>過労運転に伴う交通事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や簡易パーキング、道の駅等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。</p> <p>(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p> <p>(4) 地域に応じた安全の確保</p> <p>交通の安全は地域に根ざした課題であることから、地域の人々のニーズや道路の利用実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行う。</p> <p>また、積雪寒冷特別地域においては冬期の安全な道路交通を確保するため、信号灯器の縦型化、信号機付加の押ボタンのソフトタッチ式改良等を推進するとともに、積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。</p> <p>さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象・路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
大項目	1 道路交通環境の整備		
<b>県道路維持課・県警察交通規制課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>道路交通の円滑・快適な利用を通じて、安全な道路交通環境を実現する。</p> <p>このため、道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を進めるほか、分かりやすい道路標識等の整備、冬季の積雪・路面凍結対策などの地域に応じた安全の確保などを図る。</p>			
<p>(1) 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>(2) 地域に応じた安全の確保</p>			
2 計画の内容			
(1) 道路の使用及び占用の適正化等			
<p>ア 道路の使用及び占用の適正化</p> <p>工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</p>			
<p>イ 不法占用物件の排除等</p> <p>道路交通に支障を与える不法占用物件等については、市街地を重点として、実態把握、強力な指導によりその排除に努める。</p> <p>不法占用物件等を一扫するため、「道路ふれあい月間」等を中心に、沿線住民を始めとする道路利用者に対し、啓発活動を積極的に行う。</p>			
<p>ウ 道路の掘り返しの抑制等</p> <p>道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う交通事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。</p>			
(2) 地域に応じた安全の確保			
<p>交通の安全は地域に根ざした課題であることから、地域の人々のニーズや道路の利用実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行う。</p> <p>また、積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、信号灯器の縦型化の推進を図るとともに、安全な道路交通の確保に資するために、気象、路面状況に応じた、道路情報を道路利用者に対して提供する情報収集提供装置等の整備を推進する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進								
大項目	2 交通安全意識の普及徹底										
<b>県交通対策課・県警察交通企画課・県警察運転免許課 関係施策</b>											
1 計画の実施方針											
<p>交通安全教育については、幼児から高齢者に至るまでの生涯にわたって、段階的かつ体系的に行う必要があり、県、市町村、警察、学校、関係機関・団体及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら、推進していかねばならない。</p> <p>その実施に当たっては、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p>											
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 幼児に対する交通安全教育の推進</td> <td style="width: 50%;">(2) 小学生に対する交通安全教育の推進</td> </tr> <tr> <td>(3) 中学生に対する交通安全教育の推進</td> <td>(4) 高校生に対する交通安全教育の推進</td> </tr> <tr> <td>(5) 成人に対する交通安全教育の推進</td> <td>(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進</td> </tr> <tr> <td>(7) 障がい者に対する交通安全教育の推進</td> <td>(8) 外国人に対する交通安全教育の推進</td> </tr> </table>				(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	(4) 高校生に対する交通安全教育の推進	(5) 成人に対する交通安全教育の推進	(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進	(7) 障がい者に対する交通安全教育の推進	(8) 外国人に対する交通安全教育の推進
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	(2) 小学生に対する交通安全教育の推進										
(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	(4) 高校生に対する交通安全教育の推進										
(5) 成人に対する交通安全教育の推進	(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進										
(7) 障がい者に対する交通安全教育の推進	(8) 外国人に対する交通安全教育の推進										
2 計画の内容											
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進											
<p>幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能を習得させるため幼稚園、保育所及び認定こども園や保護者等と連携し、紙芝居、人形劇、腹話術等を活用した交通安全教室や交通安全アドバイザーによる発達段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、通園路における定期的な安全指導や安全点検を実施する。</p>											
(2) 小学生に対する交通安全教育の推進											
<p>小学生に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させ、自己の安全のみならず、他人の安全にも配慮できるようにするため、学校・PTA等と連携し、交通安全アドバイザー等による参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。</p> <p>特に、歩行中の幼児及び児童の死傷者数は、小学校入学直後の小学1年生が最も多く、2年生がこれに次ぐことから、こうした実態について、その保護者等への理解が浸透するよう周知等に留意する。</p> <p>また、関係機関・団体と連携し、通学路における定期的な安全指導や安全点検を実施するほか、地域の交通安全活動への参加促進を図る。</p>											
(3) 中学生に対する交通安全教育の推進											
<p>中学生に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させ、自己の安全のみならず他人の安全にも配慮できるようにするため、自転車免許証取得スクールなど学校・PTA等と連携した参加・体験・実践型の自転車教室等のほか、自転車指導啓発重点地区等における街頭指導を実施し、自転車の安全な利用を促進するための交通安全教育を重点的に実施する。</p> <p>また、スケアード・ストレイト教育技法（スタントマンの交通事故実演）による自転車交通安全教室を県内7校で開催する。</p>											
(4) 高校生に対する交通安全教育の推進											
<p>高校生に対しては、自転車の利用者及び二輪車の運転者として必要な知識・技能を修得させるとともに、交通社会人の一員としての責任を持った行動ができるよう、学校・PTA等と連携した参加・体験・実践型の自転車教室や二輪車安全運転講習会等のほか、自転車指導啓発重点地区等における街頭指導を実施し、自転車及び二輪車の安全な利用を促進するための交通安全教育を重点的に実施する。</p> <p>特に、自転車乗用中の死傷者は、高校1年生が最も多く、2年生がこれに次ぐことから、こうした実態について高校生や保護者等への理解が浸透するよう周知等に留意する。</p>											

<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		

(5) 成人に対する交通安全教育の推進

運転免許取得時の教育は自動車教習所での教習が中心となることから、教習指導員等の資質の向上を図るとともに教習水準の一層の向上に努める。

また、免許取得後の運転者に対しては、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所が受講者の特性に応じて行う運転者教育、地域・職域における各種講習会や参加・体験・実践型の交通安全講習等により交通安全教育を推進していくほか、交通安全協会や安全運転管理者協会などが安全運転管理の一環として行う交通安全教育や「高齢者を交通事故から守る一事業所一運動」等地域における交通安全活動に対して積極的な指導・協力をを行う。

(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進【重点事項】

市町村、老人クラブ、交通安全協会等との連携を強化し「高齢者おうえん教室」や自動車教習所の一泊開放等を利用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、県内全高齢者を対象に、警察職員や交通安全アドバイザー等による街頭での交通安全指導及び個別訪問指導等を実施するとともに「高齢者安全安心おうえん隊」による効果的な交通安全教育の充実を図る。

さらに、交通安全講習会、広報啓発検問、イベント等あらゆる機会を活用し、危険回避行動（補償運転・補償歩行）の励行を促す広報啓発活動を推進する。

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるとともに、交通安全アドバイザーによる認知機能検査体験指導や可搬式運転適性検査器、交通安全教育車（ご長寿交通安全号）による運転適性診断を積極的に推進するほか、安全運転サポート車の普及啓発を推進する。

併せて、電動車椅子の安全利用に係る講習会の実施に努める。

○ 高齢者の交通安全個別訪問指導実施状況

事業内容	令和元年実績	令和2年目標
交通安全個別訪問指導	129,810人	100,000人

※高齢者人口 228,210人（令和元年10月推計人口）

(7) 障がい者に対する交通安全教育の推進

地域における福祉活動の場を利用して、障がいの程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進するとともに介護人等を対象とした講習会を開催する。

また、聴覚障がい者が安全に運転できるよう、講習の充実や周囲の運転者が配慮すべき事項についての安全教育に努めるとともに、平成29年4月1日から公道走行が可能となったタンDEM自転車の安全走行に向けた取組みを進める。

(8) 外国人に対する交通安全教育の推進

我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的として、外国人の雇用者や使用者を含めた職域での交通安全教室を開催する。

道路交通安全対策		中項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		

県教委教育指導課 関係施策

1 計画の実施方針

学校においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、家庭・地域社会との密接な連携を図りながら、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的、組織的に行う。

- (1) 学校における交通安全教育の徹底      (2) 指導者の資質の向上  
(3) 組織活動の強化                              (4) 安全な通学路の確保と安全指導

2 計画の内容

(1) 学校における交通安全教育の徹底

ア 学習指導要領を踏まえ、体育科、保健体育科、学級（ホームルーム）活動、児童・生徒会活動、学校行事等の特別活動及び総合的な学習の時間を中心に学校教育活動全体を通じて、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用、交通規則の理解、危険予測と回避、応急手当などについて計画的、継続的に指導する。

特に、高等学校においては、近い将来運転者となる現状を踏まえ、運転免許を取得する以前から、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、運転者に必要な資質のかん養を図る。

イ 学校行事の交通安全に関する内容を充実させ、関係機関等と連携を図りながら、重点的に指導を行う。

ウ 道徳教育との関連を図りながら、生命尊重、規則の尊重等安全にかかわる内容の指導を徹底する。

(2) 指導者の資質の向上

学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）研修の中で交通安全教育に関する講義等を設け、指導者の養成・資質の向上を図る。

○ 学校安全研修開催計画

領域名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
生活安全	○		○		○
交通安全		○		○	
災害安全	○	○	○	○	○

※各領域とも開催年は東部・西部の2会場で実施

※令和2年災害安全研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止することとした。

○ 指導者の育成、資質向上を図る学校安全（交通安全）研修

	令和元年度実績	令和2年度計画※	平成17年度~令和元年度累計
受講者数	0人	64人	4,251人

※平成29年度から領域別の研修に変更、交通安全は平成30年度より隔年で実施



<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		

(3) 組織活動の強化

- ア 小学校の児童会活動・交通少年団活動及び中学校・高等学校の生徒会活動の自主的活動を通じて交通事故防止を図る。
- イ 関係機関・団体等との緊密な連携のもとに、安全施設の設置や効果的な指導を推進する。

(4) 安全な通学路の確保と安全指導

- ア 通学路については、安全性の高い道路を選定し、定期的、臨時的に点検を実施し安全の確保に努めるとともに、安全な通行の指導の徹底を図る。
- イ スクール・ゾーンについては、関係機関の協力のもと常に再点検を行い、実態に即した修正を行うほか道路管理者や警察と連携し交通安全施設の整備、交通規制の実施等により実効性を高める。

**県交通対策課・県教委社会教育課 関係施策**

1 計画の実施方針

社会教育施設等で行われる教室の講座や各種リーダー研修の学習内容に交通安全教育を取り入れ、地域住民の交通安全意識の普及徹底を図る。

- (1) 成人等に対する交通安全教育
- (2) 高齢者に対する交通安全教育

2 計画の内容

(1) 成人等に対する交通安全教育

- ア 交通安全思想の普及
  - (ア) 公民館、図書館、社会教育研修センター、青少年の家、少年自然の家などの社会教育施設内に、ポスター・標語などを展示し、安全思想の普及に努める。
  - (イ) 公民館等を会場に、交通安全教室等を開催する。
- イ 各種研修における交通安全学習の奨励
  - (ア) 交通安全について学習する時間を設け、専門的講師による指導を行う。
  - (イ) 青少年を対象とする研修会においては、正しいドライバーとしての運転マナーを身につけ、交通規則、交通道德を守り、安全な運転を心がけることを中心とした学習を行う。
  - (ウ) 家庭教育学級、PTA、婦人会、青年団、町内会等での研修並びに講座においては、地域ぐるみ、職場ぐるみの交通安全指導についての具体的な施策を学習する。
  - (エ) 高齢者を対象とする研修並びに講座においては、歩行者としての交通ルールを守り、安全の確認、安全な歩行、乗降時の安全な身のこなし方などについて、実施指導を中心とした学習を行う。

(2) 高齢者に対する交通安全教育

事業内容	事業内容	
高齢者個別訪問	高齢者世帯の個別訪問指導	8月～11月 19地区 5,000人以上（目標）
三世代交通安全講習	高齢者を含む親子三世代を対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を行い、自身が安全を守る動機付を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の必要性を踏まえ、開催の可能性を検討。

道路交通安全対策		中項目	(2) 効果的な交通安全教育の推進【重点事項】
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		
<p>県交通対策課・県青少年家庭課・県教委教育指導課・県教委社会教育課・県環境政策課・ 県警察交通企画課 関係施策</p>			
<p>1 計画の実施方針</p> <p>高齢者をはじめとした受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、その必要性を理解してもらうため、参加・体験・実践型の交通安全教育技法を活用し、効果的な交通安全教育を推進する。</p> <p>また、エコドライブが安全運転意識の向上にもつながることから、エコドライブ講習会による安全意識と省資源・省エネ行動の取組み意識の啓発を図る。</p> <p>(1) 交通安全教育の推進</p> <p>(2) 指導者の育成</p> <p>(3) 交通安全ファミリー作文コンクールへの参加促進</p>			
<p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。</p> <p>また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及びドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。</p> <p>さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。</p> <p>(2) 指導者の育成</p> <p>警察職員の交通安全教育に関する指導能力の向上を図るとともに、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、自治体の交通指導員等、交通安全教育に携わる者に対しても、主体的に教育を実施できる指導者としての育成・資質の向上を図り、地域実態に即した効果的な安全教育を計画的かつ強力で推進する。</p> <p>(3) 交通安全ファミリー作文コンクールへの参加促進</p> <p>交通安全について、家族や身近な人と話し合い、自ら実践していくため、交通安全ファミリー作文コンクールへの県民参加を促進する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		

県交通対策課 関係施策

1 計画の実施方針

県民一人ひとりの交通安全意識の定着と向上を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため普及啓発活動を組織的・計画的に推進する。

- (1) 交通安全県民運動の推進
- (2) 効果的な広報の実施

2 計画の内容

(1) 交通安全県民運動の推進【重点事項】

交通安全県民運動実施要綱に基づき、春・秋の全国交通安全運動、その他の事故防止活動を年間を通じ、県民総ぐるみで展開する。

ア 令和2年度県民運動年間重点

- (ア) 高齢者の交通事故防止（最重点）
- (イ) 子供の交通事故防止
- (ウ) 飲酒運転の根絶
- (エ) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (オ) 自転車の安全利用の推進（特に、「自転車安全利用五則」の遵守）

イ 期間を定めて行う運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日から15日までの10日間
自転車マナーアップ運動	5月1日から31日までの1か月間
夏の交通事故防止運動	7月1日から21日までの21日間
秋の全国交通安全運動	9月21日から30日までの10日間
高齢者の交通事故防止運動	11月1日から21日までの21日間
年末の交通事故防止運動	12月11日から31日までの21日間

※各運動期間中に一斉行動日を設定する。

ウ 日を定めて行う運動

名 称	活動日	実 施 事 項
交通安全県民の日	毎月1日	交通安全県民の日制定要綱に基づき実施する。
自転車・二輪車 交通安全指導の日	毎月18日	1 自転車の正しい乗り方、二輪車の正しい乗車の指導 2 自転車・二輪車の点検整備
交通事故死ゼロを 目指す日	4月10日 9月30日	全国交通安全運動にあわせ、全国一斉に実施する。

※1日又は18日が土・日曜、祝休日に当たるときは、その直後の平日を活動日とする。

<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		

エ 交通死亡事故多発警報発令時の活動

対 策 名	期 間	実 施 事 項
交通死亡事故多発警報等 発令時の緊急対策	警報発令期間 (10日間) 注意報発令期間 (7日間)	交通死亡事故多発警報等の発令・宣言 及び緊急対策実施要領に基づき実施する。

オ その他の行事

推 進 行 事	開 催 日	会 場
春の全国交通安全運動出発式	4月3日	県庁玄関前
秋の全国交通安全運動推進の集い	9月18日	県庁前芝生広場
第56回島根県交通安全県民大会	11月6日	石中央文化ホール(浜田市)

(2) 効果的な広報の実施

交通安全運動、キャンペーンの積極的な広報を通じて県民を挙げての交通安全活動の展開を促進する。

- ア テレビ、ラジオ等を活用した交通安全スポット放送の実施
- イ 各季の運動の時期をとらえたパンフレット、チラシの作成配付
- ウ インターネット活用などによる市町村・交通安全推進団体に対するタイムリーな交通安全情報の提供
- エ 県や市町村の広報車による広報
- オ 関係機関・団体による広報活動
- カ 酒酔い体験ゴーグル・反射材視認用具（ゴーグルライト）等交通安全啓発用品の貸出

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		
<b>県警察交通企画課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>県民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を習慣づけるため、組織的・計画的に各施策を推進する。</p> <p>(1) 高齢者の交通事故防止対策の推進                      (2) 横断歩道における歩行者優先等の徹底  (3) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立                  (4) 早めのライト点灯と反射材の普及促進  (5) 運転中の携帯電話不使用の徹底                      (6) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底  (7) チャイルドシートの正しい使用の徹底                (8) 自転車の安全利用の推進  (9) 効果的な広報の実施</p>			
2 計画の内容			
(1) 高齢者の交通事故防止対策の推進【重点事項】			
<p>高齢者が、加齢に伴って生じる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を自ら理解した上で、安全かつ安心して外出したり移動できるよう、警察官や交通安全アドバイザーによる高齢者世帯への個別訪問指導や反射材等の着用促進活動、ミニ歩行シミュレーター等の交通安全教育機器を使用した参加・体験・実践型交通安全教育に加え、街頭における声かけ活動、認知機能検査を通じた安全指導・相談等を行い高齢者自身に対する施策を継続して推進するほか、関係機関・団体と連携した「高齢者を交通事故から守る一事業所一運動」などの側面的な支援施策を推進し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける。</p> <p>また、高齢運転者の安全意識を高揚させるとともに周囲の運転者の保護意識高揚を図るため、高齢者マークの使用促進について官民を挙げた広報啓発活動を実施する。</p>			
(2) 横断歩道における歩行者優先等の徹底			
<p>運転者には、横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務を再認識させること、歩行者には、横断歩道付近等における交通ルールを遵守しつつ横断歩道を渡ることをそれぞれ推進するほか、自治体及び関係機関・団体と連携した広報啓発を行うとともに、各種広報媒体を活用して周知を図る。</p>			
(3) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立【重点事項】			
<p>自治体をはじめとする関係機関・団体と連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態について、各種広報媒体を活用して周知を図るほか、飲酒運転及び車両・種類提供や同乗した者に対する罰則について繰り返し教育するとともに、飲酒体験ゴーグルの活用や自動車教習所における飲酒運転体験教室等、飲酒が及ぼす影響を実感できる教育を推進する。</p> <p>さらに、地域交通安全活動推進委員や交通安全協会、安全運転管理者協会等を通じ、地域や職域ごとの飲酒運転根絶宣言に向けた働きかけ、ハンドルキーパー運動の普及促進など、飲酒運転根絶機運の醸成を図る。</p>			
(4) 早めのライト点灯と反射材の普及促進【重点事項】			
<p>ドライバーには、早めのライト点灯と上向きライトへのこまめな切り替え、歩行者及び自転車利用者には、夕暮れ時から夜間における事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、関係機関・団体と連携し、反射材の視認・着用効果を理解させる交通安全教育を強化する。</p>			
(5) 運転中の携帯電話不使用の徹底			
<p>運転中に携帯電話等を使用することは重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、関係機関・団体等と連携しながら、運転者に対して、法改正（令和元年12月1日）による運転中の携帯電話使用等に関する罰則強化を含め、引き続き広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図る。</p>			
(6) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底【重点事項】			
<p>後部座席におけるシートベルト着用義務化の改正法（平成20年6月1日）を踏まえ、市町村や関係機関・団体等と連携し、交通指導取締りや各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて、改正法の周知に努めるとともに、各種講習会や交通安全運動等あらゆる機会・媒体を通じた広報啓発や衝突実験映像、シートベルトコンビンサー等を活用するなどして着用による被害軽減効果を訴え、全ての座席における自動車の乗員についてシートベルト着用の徹底を図る。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		
<p>(7) チャイルドシートの正しい使用の徹底【重点事項】</p> <p>チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所、病院、販売店等と連携した取り付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取り付け方等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図るとともに、6歳以上であっても、体格等によりシートベルトを適切に着用させることができない児童にはチャイルドシートを使用させることについての広報啓発に努める。</p> <p>また、市町村や民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じてチャイルドシートの利用しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>(8) 自転車の安全利用の推進【重点事項】</p> <p>ア 自転車利用者に対するルールの周知</p> <p>市町村や学校、自転車関係事業者等と連携し「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用した集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施するなど、児童・生徒のほか、現在教育が不十分な大学生、高齢者等の幅広い自転車利用者に対して、自転車は路側帯を含め左側通行が原則であるなど、通行ルール等の遵守を図るとともに、自転車運転者講習制度の周知徹底に努める。</p> <p>また、地域交通安全活動推進委員や各市町村交通指導員、地域住民等と共同で街頭指導啓発活動を積極的に推進する。</p> <p>さらに、自転車事故の実態やヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進する。</p> <p>イ 自転車安全教育の推進</p> <p>学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに教育効果の高い教材の活用等により教育内容の充実に努める。</p> <p>また、小学生のほか中学生・高校生や高齢者、主婦等にも対象を拡大して、自転車シミュレータ等を活用した参加・体験型の自転車教室・自転車大会を積極的に実施するほか、更新時講習において、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のため配慮すべき事項等についても周知に努める。</p> <p>さらに、幼児二人同乗用自転車利用者に対し、自転車安全教育を実施する。</p> <p>ウ 自転車の安全性の確保</p> <p>夕暮れ時から夜間の交通事故防止のため、早めのライト点灯の徹底と反射材用品の普及促進をすることにより、自転車の被視認性の向上を図る。</p> <p>また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努める。</p> <p>(9) 効果的な広報の実施</p> <p>県民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践の習慣づけを図るとともに、各種安全運動への積極的な参加と協力を得るため、あらゆる広報媒体と機会を活用し、積極的かつタイムリーな広報に努める。</p> <p>ア 運転者に対しては、後部座席を含めたシートベルトとチャイルドシートの正しい着用、スピードダウン、無謀運転・飲酒運転の根絶、夜間・夕暮れ時の事故防止、横断歩道における歩行者優先、子供と高齢者の保護誘導等について広報を行い、交通事故防止を図る。</p> <p>イ 家庭に対しては、回覧板や市町村広報誌等、家庭向けの広報媒体を積極的に活用し、関係機関・団体及び町内会等の組織を通じて各家庭に浸透するきめ細かな広報に努め、飲酒運転の根絶、子供と高齢者の保護、反射材の活用等、交通安全意識の家庭からの発信を図る。</p> <p>ウ 交通安全協会等の民間団体が行う交通安全に関する広報活動を支援するため、交通事故防止に関する資料・情報の提供を積極的に行うほか、報道機関の協力を得て、全県民を対象として交通安全に対する気運の醸成を図る。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		
<b>西日本高速道路株式会社中国支社 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>高速道路における交通事故を防止するため、高速道路利用者への交通安全啓発活動を実施する。</p>			
2 計画の内容			
(1) 交通安全運動期間中等に県警高速道路交通警察隊等の関係機関と協力して、交通安全キャンペーンを実施する。			
(2) 交通安全を呼びかけるチラシやポスターを配布・掲示するとともに、懸垂幕・横断幕を活用し、交通安全啓発を実施する。			
(3) 高速道路等における自然災害時（地震、風、雨、雪）や、トンネルにおける交通事故時の安全措置等の広報を実施する。			
(4) ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等の交通混雑期に、混雑が予想される箇所について事前広報を行い、交通事故防止のため広報を実施する。			
(5) 車両制限令違反に起因する交通事故防止に努めるため、車両制限令等の関係法令の広報を実施する。			

道路交通安全対策		中項目	(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		

県交通対策課・県警察交通企画課 関係施策

1 計画の実施方針

民間の交通安全団体については、交通安全指導者の育成、交通安全諸活動に対する援助、必要な資料・情報の提供等を通じて、その主体的な活動を支援するとともに、団体相互間の連絡協力体制の強化を図る。

また、島根県交通安全対策協議会を中心に交通安全運動を活発化させ、交通安全に関する県民挙げての活動、さらに地域住民の交通安全指導、教育に携わっている市町村の交通指導員の活動を推進する。

- (1) 県交通安全対策協議会の連携の強化
- (2) 市町村交通安全対策協議会の積極的活動の促進
- (3) 交通安全推進団体への働き掛けと主体的な活動の推進
- (4) 官民を挙げた安全運転サポート車の普及啓発
- (5) 交通指導員への支援

2 計画の内容

(1) 県交通安全対策協議会の連携の強化

年間を通じて交通安全県民運動の一層の推進を図るとともに、構成団体への交通事故発生情報や交通事故統計などタイムリーな情報提供を行うことによって地域の交通情勢に応じた効果的な交通安全活動の推進を図る。

○ 情報提供等実施状況

項目	令和元年度実績
交通情報	22回
交通事故発生状況	53回

(2) 市町村交通安全対策協議会の積極的活動の促進

交通事故の多くが事故当事者の居住地域内で発生していることから、市町村や自治会等の単位で地区交通安全対策協議会の結成を促進するとともに、この組織が中心となり、主体性をもって各種の交通安全対策を積極的に推進する。

(3) 交通安全推進団体への働き掛けと主体的な活動の推進

ア 老人クラブ等への働き掛けと高齢運転者に対する安全運転指導の推進

公民館駐車場等身近な施設を活用した運転実技講習会を実施するほか、老人クラブ等に働き掛け、可搬式運転適性検査器や交通安全教育車（ご長寿安全号）の効果的な運用等により運転適性検査を促進し、高齢運転者に対して身体機能の低下を自覚した安全運転指導を推進する。

併せて、危険回避行動（補償運転）の励行を促す広報啓発を推進する。

イ 白鳥クラブ等への働き掛けと幼児に対する交通安全教育活動の促進

幼児とその保護者の交通安全教育を推進している白鳥クラブ等の活動の中心となる指導者に対する研修会等を開催し、指導能力の向上を図るとともに、必要な資料・情報の提供を積極的に行い、白鳥クラブ等の活動の促進を図る。

ウ その他

地域交通安全活動推進委員協議会、交通安全協会、安全運転管理者協会等交通安全推進団体への積極的な交通情報の提供を行い、これらの団体の自主的な活動を支援する。



<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		

(4) 官民を挙げた安全運転サポート車の普及啓発

追突事故や運転者のアクセルとブレーキの踏み間違い等による事故を防止するため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を装備した安全運転サポート車について、官民を挙げて普及啓発に努める。

また、安全運転サポート車について、運転免許センター等の警察施設を試乗会の実施場所として提供するなど、各種機会を利用して普及啓発に努めるほか、その利用に当たっての注意点等に対する理解の促進を図る。

(5) 交通指導員への支援

交通指導員の能力向上を図るため、交通指導員研修会を開催する。

○ 交通指導員研修事業

項 目	令和元年度実績	令和2年度計画
交通指導員研修会	3 地区 5 7 人	開催地・開催日時
		新型コロナウイルス感染症拡大防止の必要性を踏まえ、開催の可能性を検討

<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(5) 県民の参加・協働の推進
大項目	2 交通安全意識の普及徹底		

**県交通対策課・県警察交通企画課 関係施策**

1 計画の実施方針

交通安全は、県民の交通安全意識により支えられることから、県民自らが交通安全活動に積極的に参加できる仕組みづくりや目標を設定して地域の実情に即した取り組みを推進する。

(1) 交通安全県民運動への数値目標の設定

2 計画の内容

(1) 交通安全県民運動への数値目標の設定

交通安全運動の効果を高めるため、県民運動の年間重点に数値目標を設定して取り組む。

○ 年間重点に対応した数値目標の設定

年間重点	数 値 目 標
高齢者の交通事故防止 (最重要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者運転者標識（高齢者マーク）使用率 50%以上</li> <li>○ 反射材着用率 40%以上</li> <li>○ 高齢者個別訪問指導数 10万人以上</li> </ul>
子供の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ルールとマナーの定着 100%</li> <li>○ 登下校中の街頭指導～年間延べ指導員 40,000人以上</li> <li>○ 通学路の安全点検～各小・中学校区年2回以上実施率 100%</li> </ul>
飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転追放三ない運動への取り組み 100%</li> <li>○ 飲酒運転追放署名簿作成等による根絶意識の定着 ～署名目標 約50,000人以上</li> </ul>
全ての座席のシートベルト とチャイルドシートの正しい 着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シートベルト（運転席・助手席）着用率 100%</li> <li>○ シートベルト（一般道路後部座席）着用率 50%以上</li> <li>○ チャイルドシートの着用率 100%</li> </ul>
自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車利用者の交通安全対策は重点的取り組みであり、ルールとマナーの遵守徹底を目標 ・ 遵守率100%</li> </ul>

道路交通安全対策		中項目	(1) 運転者教育等の充実
大項目	3 安全運転の確保		
<b>県警察交通企画課・県警察交通指導課・県警察運転免許課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>運転者の交通安全意識の高揚と安全運転技能の向上を図るため、運転免許取得前から安全意識の醸成に努めるとともに、運転免許取得時及び運転免許取得後における運転者教育等の充実を図る。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</li> <li>(2) 運転者に対する再教育等の充実</li> <li>(3) 二輪車安全運転対策の推進</li> <li>(4) 高齢運転者対策の充実</li> <li>(5) シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底</li> <li>(6) 自動車安全運転センターの業務の充実</li> <li>(7) 自動車運転代行業者に対する指導等</li> <li>(8) 危険な運転者の早期排除等</li> </ul>			
2 計画の内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案した教習内容の充実に努める。</li> <li>イ 自動車教習所の教習指導員等の資質の維持向上、教習技法の充実を図るなど、教習水準の向上に努める。</li> <li>ウ 運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。</li> <li>エ 貨物自動車に係る交通事故防止対策を推進するとともに、準中型免許は、若年者の就職における運転免許の必要性という社会的要請に応えるために新設されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携してその趣旨及び内容について広報啓発を実施し、貨物自動車の運転者に対して効果的な運転者教育がなされるように努める。</li> </ul> </li> <li>(2) 運転者に対する再教育等の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習等が効果的に行われるように、講習内容及び講習方法の充実、講習指導員の資質向上、講習設備・資機材等の拡充等と実車等による参加・体験・実践型の運転者教育の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>特に飲酒運転を防止する観点から、運転免許の取消処分者講習では、飲酒運転を理由に取消処分を受けた者に対してアルコールスクリーニングテストやブリーフ・インターベンション等の飲酒行動改善の指導を行うとともに、停止処分者講習では、運転シミュレーターを用いた飲酒運転模擬体験の実施や飲酒運転にかかる停止処分者による飲酒学級を編成し、さらには更新時講習や取得時講習等の各種講習においては、飲酒運転による事故事例を取り入れるなど、飲酒運転防止に重点を置いた運転者教育を推進する。</li> <li>※ アルコールスクリーニングテスト：アルコール依存の程度を調べるための飲酒に関するテスト</li> <li>※ ブリーフ・インターベンション：アルコールスクリーニングテストの結果を踏まえ、飲酒運転抑止のための目標設定、目標達成状況の確認を行い、今後の飲酒行動について改善を指導すること。</li> </ul> </li> <li>イ 自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能強化を促進する。</li> </ul> </li> <li>(3) 二輪車安全運転対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習や原付等安全講習の推進に努める。</li> <li>イ 自動車教習所の教習施設及び体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実に努める。</li> </ul> </li> </ul>			

<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(1) 運転者教育等の充実
大項目	3 安全運転の確保		

(4) 高齢運転者対策の充実【重点事項】

- ア 高齢者講習の効果的な実施に努めるとともに、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。  
また、75歳以上の高齢運転者に対する高齢者講習については、認知機能検査の結果に基づき、「認知機能の低下のおそれがない」と判定された者以外の者について講習時間を延長し、個別指導を取り入れた個別具体的な指導を実施する。
- イ 75歳以上の高齢運転者が一定の違反行為をした場合には、臨時に認知機能検査を行い、認知機能の低下の状況について確認を行うとともに、一定の基準に該当する者については、臨時の高齢者講習を実施し、認知機能の低下を自覚した安全運転に努めるよう指導する。
- ウ 高齢運転者の交通事故の分析などにより、運転適性検査の充実方策に努める。
- エ 加齢に伴う身体機能の低下などにより運転に不安のある高齢者に対しては、危険回避行動（補償運転）の励行や運転免許返納についての家族間での話し合い・警察等への相談について働きかける。
- オ 認知機能検査の結果等に基づいて、認知症の疑いのある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消等の適切な行政処分を行う。  
また、臨時適性検査の円滑な実施のための認知症専門医等との連携を強化するなど、体制強化に努める。
- カ 高齢運転者の安全意識を高めるため、70歳以上の運転者に対して高齢運転者標識の表示の促進を図るとともに、標識を表示した自動車に対する保護意識の高揚を呼びかける。
- キ 運転経歴証明書の身分証明書としての機能が十分に利活用されるよう令和元年12月に改正された運転経歴証明書制度について周知を図るとともに、関係機関・団体と連携して運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を図る。
- ク 高齢者に対する個別訪問指導により、加齢に伴う身体能力の低下に応じた運転を指導するなど、安全運転への自覚を促す。

(5) シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

- ア 関係機関・団体と連携し、各種講習会、安全運動等あらゆる機会を通じて着用効果について広報啓発し、着用の徹底を図る。  
また、貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、事業者等と連携した広報啓発を推進する。
- イ 着用義務違反に対する街頭での指導取締りの強化を図る。

(6) 自動車安全運転センターの業務の充実

- ア 運転経歴・交通事故の証明、累積点数の通知業務を的確に行うとともに、運転者の安全意識向上のためのSDカードの普及を促進する。
- イ 安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、体験的な交通安全教育の受講を勧奨する。

(7) 自動車運転代行業者に対する指導等

「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」（平成24年3月29日警察庁・国土交通省）に基づき、自動車運転代行業がこれまで以上に安全かつ安心に利用されるように事業者に対して指導監督するとともに、事業者の自主的な取り組みに対する支援・協力を行うことにより、業界全体の一層の健全化を図る。

(8) 危険な運転者の早期排除等

- ア 行政処分制度の適正かつ迅速な運用により、悪質危険な運転者の早期排除に努める。
- イ 免許取得時の適性試験、免許更新時の適性検査、運転適性相談及び臨時適性検査の的確な実施により、免許の取消し等の事由に該当する運転者等の発見に努める。

○ 行政処分執行状況

	取消件数	停止件数
令和元年度実績	2 2 6 件	8 6 3 件

道路交通安全対策		中項目	(1) 運転者教育等の充実
大項目	3 安全運転の確保		
<b>中国運輸局島根運輸支局 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
運転者の交通安全意識の高揚と安全運転技能の向上を図る。			
(1) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実			
2 計画の内容			
(1) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実			
ア 運行管理者一般講習や事業者に対する監査等の機会を捉えて適性診断の受診を徹底する。			
イ 診断結果に基づいた適切な指導を実施する			

道路交通安全対策		中項目	(2) 県民の立場に立った運転免許業務の推進
大項目	3 安全運転の確保		
<b>県警察運転免許課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
県民の立場に立った運転免許業務を推進する。			
(1) 安全運転相談業務の充実			
(2) 大規模災害対策の推進			
2 計画の内容			
(1) 安全運転相談業務の充実			
安全運転相談については、相談者等のプライバシーを保護するための適切な措置を執るとともに、担当職員の専門的知識・技能の向上を図り、安全運転相談活動の一層の充実に努める。			
また、身体障がい者用に改造した車両等の持ち込みによる技能試験を実施するとともに、自動車教習所に対する指導を行い、身体障がい者に対する教習体制の充実の促進を図る。			
(2) 大規模災害対策の推進			
大規模災害による運転免許業務への影響を最小限のものとするため、運転免許センター等の耐震化・免震化・制震化、システム室への免震床の設置、自家用発電機の整備、運転免許関連システムのバックアップデータの分散保管等を推進する。			
また、大規模災害発生時において、運転免許証を滅失、汚損等した者からの再交付申請に迅速に対応するため、申請受理から交付までの処理体制の確保と処理要領の整備を図る。			

道路交通安全対策		中項目	(3) 安全運転管理の推進【重点事項】
大項目	3 安全運転の確保		

県警察交通企画課・県警察交通指導課 関係施策

1 計画の実施方針

事業所等の安全運転管理の重要性がますます高まっていることから、安全運転管理者制度の充実と安全運転管理についての改善及び向上を図るための対策を推進する。

- (1) 適正な安全運転管理に向けた強力な指導等
- (2) 使用者等への責任追及の徹底
- (3) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

2 計画の内容

(1) 適正な安全運転管理に向けた強力な指導等

事業所等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質向上を図るため、安全運転中央研修所での研修課程の受講、運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な研修会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

特に、交通事故多発事業所、安全運転管理者等法定講習の未受講事業所、過積載運転、放置駐車等に係る指示や自動車の使用制限命令を受けた事業所等安全運転管理上問題のある事業所については、資料提出の要求や個別の巡回指導等の実施により、運転管理の体制及び方法の改善等の指導を強化する。

また、新たに選任対象となる事業所の把握に努め、未選任事業所の一掃を図る。

(2) 使用者等への責任追及の徹底

使用者、安全運転管理者等による過積載運転、無免許運転等の指示・容認違反等については、使用者等の責任を追及し安全運転管理業務の徹底を図る。

(3) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習効果を上げるため、講師の選定に配慮するほか、視聴覚教養を取り入れた効果的な方法による講習の実施を促進する。

さらに、講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。

○ 安全運転管理者等講習実施状況と計画

項目	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度計画
開催回数	18回	17回	16回	16回	17回	16回
受講者数	3,703人	3,721人	3,734人	3,773人	3,759人	3,782人
受講率	100%	100%	100%	100%	100%	

道路交通安全対策		中項目	(4) 自動車運送事業者の安全対策の充実
大項目	3 安全運転の確保		
<b>中国運輸局島根運輸支局 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>事業用自動車による輸送の安全確保を図るため、自動車運送事業者に対しあらゆる機会をとらえて指導を行うとともに、悪質違反・事故を引き起こした事業場の立入監査及び事業場査察を実施し、安全運行の確保に努める。</p> <p>(1) 自動車運送事業者に対する指導監督の充実</p> <p>(2) 安全運転の確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実</p> <p>(3) 自動車運送事業者に係る事故情報の要因分析の実施</p> <p>(4) 運行管理者等に対する指導講習の充実</p> <p>(5) 社内安全教育の実施に対する支援</p> <p>(6) 運輸安全マネジメント制度の導入</p> <p>(7) ネガティブ情報の公開</p> <p>(8) 事業者の安全対策に関する取り組みの紹介</p>			
2 計画の内容			
<p>(1) 自動車運送事業者に対する指導監督の充実【重点事項】</p> <p>自動車運送事業者に対して、運行管理の徹底を図るため、監査体制の強化、監査対象の重点化等により指導監督等を実施するとともに、関係事業者団体を通じて指導に努める。</p> <p>また、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じて指導監督に努める。</p> <p>このほか、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化に伴い、確実な点呼の実施を指導する等、飲酒運転根絶に向けた取り組みの徹底を行う。</p> <p>(2) 安全運転の確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実【重点事項】</p> <p>ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるため、これらの機器に対して購入支援を行うとともに、自動車運送事業における経営者、運行管理者による事故の再発防止策の検討を容易に、かつ、効率的、効果的に実施するための活用手順書について周知を図る。</p> <p>(3) 自動車運送事業者に係る事故情報の要因分析の実施【重点事項】</p> <p>自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令104号）に基づく交通事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析の充実強化を図る。</p> <p>また、ドライブレコーダーを事業用自動車に搭載し、交通事故抑止効果等について調査・分析を行い、普及促進を図る。</p> <p>(4) 運行管理者等に対する指導講習の充実</p> <p>運行管理者に対し、国土交通大臣が認定した指導講習の受講を促進し、資質の向上を図る。</p> <p>(4)-2 事業用自動車の運転者教育の充実</p> <p>自動車運送事業等に従事する運転者に適性診断及び講習会の受診・受講を促進する。</p> <p>また、事業者に対して、事故・違反惹起運転者、初心運転者及び高齢運転者に対する特別教育並びに適性診断受診を促進し、安全運転の確保に努める。</p> <p>(5) 社内安全教育の実施に対する支援</p> <p>運送事業者が取り組む、社内での安全教育を促進するため、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援を行い、社内での安全教育の充実を図る。</p> <p>(6) 運輸安全マネジメント制度の導入</p> <p>すべての運送事業者は、経営トップから現場の運転手に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないことから、運輸安全マネジメントに関する情報を提供する。</p> <p>(7) ネガティブ情報の公開</p> <p>行政処分を受けた事業者を公表する。</p> <p>(8) 事業者の安全対策に関する取り組みの紹介</p> <p>他の模範となる安全に係る取り組み、画期的・先進的な安全に係る取り組みを「安全対策グッドプラクティス」として紹介する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(5) 交通労働災害の防止等
大項目	3 安全運転の確保		
<b>島根労働局 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
長時間労働を原因とする交通労働災害等の防止を図るため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の周知の徹底を図る。			
(1) 交通労働災害の防止			
(2) 自動車運転者の労働条件の適正化			
2 計画の内容			
(1) 交通労働災害の防止			
ア 交通労働災害防止対策の推進			
ア (ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底			
ア (イ) 交通労働災害防止担当管理者の選任の推進			
イ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止活動への指導援助			
陸上貨物運送事業労働災害防止協会等が各種労働災害防止活動の一環として行う交通労働災害防止活動について指導援助を行う。			
また、交通労働災害防止担当管理者教育及び自動車運転業務従事者安全衛生教育の実施について指導援助に努める。			
ウ 道路貨物運送業における墜落・転落災害の防止、「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底等			
(2) 自動車運転者の労働条件の適正化			
ア 改善基準の徹底			
長時間労働を原因とする交通労働災害の防止を図るため、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」の遵守を徹底する。			
イ 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導			
自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、併せて交通事故防止に資するため、改善基準等に基づき、			
ア (ア) 拘束時間、運転時間、休息时间及び休日等の適正確保			
ア (イ) 適正な運行計画の樹立とその履行			
ア (ウ) 労働条件の明示と就業規則の適正化			
ア (エ) 労働時間及び割増賃金支払の適正化			
ア (オ) 健康診断の完全実施と事後措置の徹底			
ア (カ) 過重労働による健康障害防止対策の徹底			
ア (キ) 累進歩合制度の廃止に係る指導等の徹底			
を重点に監督指導を実施する。			
ウ 自主的労務改善の促進のための指導			
労働時間管理適正化指導員の活用により、改善基準の周知を図り、併せて自主的な労務改善を促進する。			
エ 関係行政機関との連携			
改善基準の履行確保を図り、併せて交通事故の防止に資するため、中国運輸局島根運輸支局、島根県警察等関係行政機関との連携を強化し、交通事故防止三者会議を開催して意見交換を行うとともに、相互報制度を活用し必要に応じて合同の監査・監督を実施する。			
また、県内のトラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図るため、中国運輸局島根運輸支局等の関係機関と連携して取組を進める。			
オ 荷主団体等への協力要請			
自動車運転者の労働時間等の改善基準の完全遵守を図るため荷主団体等へ働き掛け、協力要請を図る。			



道路交通安全対策		中項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
大項目	3 安全運転の確保		

中国総合通信局 関係施策

1 計画の実施方針

安全で円滑な道路交通を確保し、多様化する道路利用者のニーズに応えるためには、道路利用者に対し道路交通情報を提供して合理的なルートに誘導し、交通の分散による道路の利用効率を高めるとともに、安全運転支援システム等の普及促進を図ることが必要ある。

このため、情報通信技術（ICT）の活用により、道路交通情報を迅速的確に収集・提供する設備の整備拡充、高度道路交通システム（ITS）の推進を図る。

- (1) イベントに伴う臨時の放送局の開設
- (2) コミュニティ放送局の普及促進
- (3) 「高度道路交通システム（ITS）」の推進に向けての取り組み

2 計画の内容

(1) イベントに伴う臨時の放送局の開設

博覧会やスポーツ大会等のイベントに際し、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全を確保するための効果的な情報提供ができる、イベントに伴う臨時の放送局の開設希望者に対して、開設に向けた相談対応や指導等を行う。

(2) コミュニティ放送局の普及促進

カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へ当該地域に密着した、きめ細やかな道路情報や商店街等の駐車場情報を提供できる「コミュニティ放送局」（市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送局）の開設希望者に対して、開設に向けた相談対応や指導等を行う。

※コミュニティ放送局：県内では平成15年度に、1局「(株) エフエムいずも」が開設している。

(3) 「高度道路交通システム（ITS）」の推進に向けての取り組み

渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報をドライバーに対してリアルタイムに提供する「道路交通情報通信システム（VICS）」や「専用狭帯域通信（ITSスポット）」の情報提供内容の充実等を図るとともに、車車間・路車間通信等の安全運転支援システムのさらなる普及や高度化を進めるなど、道路交通の安全確保のため、高度道路交通システムの推進に向けた関係機関との連携に努める。

<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
大項目	3 安全運転の確保		

**県消防総務課 関係施策**

1 計画の実施方針

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の情報提供の充実を図る。

2 計画の内容

火薬類、高圧ガス及び危険物の輸送について、消防及び警察機関と協力し、火薬類運搬証明書の携行、イエローカードの普及促進並びに車両の構造及び設備の基準適合の指導を行い、事故防止を図る。

火薬類保安協会連合会、高圧ガス地域防災協議会及び危険物保安協会連合会の活動を通じ、運行中の交通事故の未然防止並びに交通事故が発生した場合の被害軽減に資する情報提供の充実を図る。

**中国運輸局島根運輸支局 関係施策**

1 計画の実施方針

(1) 国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保

2 計画の内容

(1) 国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保【重点事項】

関係事業者に対し、コンテナ貨物の重量等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする平成17年に策定された「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の周知を図る。

また、国際海上コンテナの特殊性を踏まえた安全対策を検討するため、関係者が自主的に取り組むべき安全対策等について、平成22年度から平成24年度にかけて「国際海上コンテナトレーラに係る事故防止対策推進事業」において実証実験による技術的検討やコンテナ情報の伝達に関する実態調査等を行った結果のとりまとめ、及び平成25年度に策定された国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル（平成30年4月改訂）の周知を図る。

道路交通安全対策		中項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
大項目	3 安全運転の確保		
<b>松江地方気象台 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、次のことを行う。</p>			
(1) 気象観測予報体制の整備等、地震・津波・火山の監視体制の整備等、情報の提供等			
(2) 気象知識等の普及			
2 計画の内容			
(1) 気象観測予報体制の整備等、地震・津波・火山の監視体制の整備等、情報の提供等			
ア 気象観測予報体制の整備等			
<p>台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報を発表するため、気象観測予報体制の強化を図る。</p>			
イ 地震・津波・火山の監視体制の整備等			
(ア) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進			
<p>緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p>			
(イ) 津波警報等の確実な運用			
<p>地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。</p> <p>その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。</p>			
(ウ) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進			
<p>火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時から火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。</p>			
ウ 情報の提供等			
<p>交通事故の防止・軽減に資するため、気象特別警報・警報・予報等、緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、南海トラフ地震に関連する情報等、噴火警報等を適時・適切に発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関等に迅速かつ確実に伝達するとともに、住民に対しては、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じてリアルタイムで分かり易く提供する。</p> <p>また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムで表示する「大雨・洪水警報の危険度分布」や積雪・降雪の面的な状況を示す「現在の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて周知する。特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。</p>			
(2) 気象知識等の普及			
<p>気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実 【重点事項】
大項目	4 車両の安全性の確保		

中国運輸局島根運輸支局 関係施策

1 計画の実施方針

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備を推進することにより、自動車検査の充実を図るとともに街頭検査を実施し不正改造車両並びに整備不良車の排除等を推進する。

- (1) 自動車の検査の充実
- (2) 自動車点検整備の充実

2 計画の内容

(1) 自動車の検査体制の充実

道路運送車両法に基づく自動車検査の確実な実施を図る。

不正改造防止のための立入検査、街頭検査体制の充実強化を図る。

さらに指定自動車整備事業制度の適正な運用と活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

(2) 自動車の点検整備の充実

自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の促進を図るため、関係団体の協力の下「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、自動車使用者による保守管理を促進する。

ア 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会問題となっている不正改造車等を排除するため関係団体の協力の下「不正改造車を排除する運動」を展開し、自動車使用者等の不正改造防止に係る認識のさらなる高揚を図るとともに、街頭検査の実施等により不正改造車の排除を徹底する。

○ 街頭車両検査実施状況と計画

	検査回数	検査車両数	不良車両	不合格率	整備命令	警告
令和元年度実績	27	1389	126	9.0%	6	-
令和2年度計画	15	-	-	-	-	-

イ 自動車整備対策の推進

新技術を採用した自動車の普及に伴い、自動車整備事業における整備技術の向上を図るため、整備技術情報の提供、技術者の教育及び養成等を推進する。

道路交通安全対策		中項目	(2) 自動車アセスメント情報の提供等
大項目	4 車両の安全性の確保		
<b>中国運輸局島根運輸支局 関係施策</b>			
1 計画の実施方針 自動車利用者等に対して、安全な自動車に乗っていただくための情報を提供する。			
2 計画の内容 自動車の利用者、又は使用しようとする人に対して、安全な自動車に乗っていただくため、点検・整備の重要性を理解して実施していただくこと、不正改造の事例の紹介、安全装置の紹介、安全な自動車を選んでいただくための自動車アセスメントの評価の公表、チャイルドシートアセスメントの評価の公表を行う。			

道路交通安全対策		中項目	(3) リコール制度の充実・強化
大項目	4 車両の安全性の確保		
<b>中国運輸局島根運輸支局 関係施策</b>			
1 計画の実施方針 リコールの迅速かつ着実な実施とユーザー等への注意喚起を行う。			
2 計画の内容 自動車製作者の垣根を超えた自動車装置の共通化やモジュール化が進み、大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールを迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図る。 自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対しては、自動車の不具合について関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。 安全・環境性に疑義のある自動車については、独立行政法人自動車技術総合機構において現車の確認等による技術的検証を行う。			

道路交通安全対策		中項目	(4) 自転車の安全性の確保
大項目	4 車両の安全性の確保		
<b>県交通対策課・県警察交通企画課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針 自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図る。			
2 計画の内容 自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備を受ける意識を醸成するとともに、自転車事故による被害者救済のための損害賠償保険等の加入やT S (TRAFFIC SAFETY) マーク貼付の自転車利用について指導・広報を推進する。 また、夕暮れ時から夜間における交通事故防止を図るため、早めのライト点灯の徹底と反射材用品の普及促進を図る。			

道路交通安全対策		中項目	(1) 交通の指導取締りの強化等
大項目	5 道路交通秩序の維持		
<b>県警察交通指導課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>交通事故の多くは、運転者の遵法意識の欠如に起因していることに鑑み、交通規則を遵守させるため、街頭活動を強化するとともに、重大交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた事故実態に即した取締りを推進する。</p>			
(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等			
(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等			
2 計画の内容			
(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等【重点事項】			
ア 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等			
(ア) 重点取締りの実施			
<p>児童、高齢者及び障がい者等の保護の観点に立った交通取締りを推進し、事故多発路線、重点交差点、通学路等における街頭活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、携帯電話使用等、横断歩行者妨害や信号無視をはじめとする交差点関連違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを実施する。</p>			
<p>また、いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対しては、罰則が新設された妨害運転罪等の適用による検挙措置を講ずる。</p>			
(イ) 重大交通事故の発生率が高い幹線道路における夕暮れ時・夜間の指導取締り等の実施			
<p>重大な交通事故が多発する傾向にある夕暮れ時及び夜間の幹線道路における指導取締りを強化するとともに、深夜及び早朝の交差点駐留監視等の見せる活動等を強化する。</p>			
(ロ) 交通死亡事故発生時における集中街頭活動の実施			
<p>10日間に2件以上の交通死亡事故が発生した場合には、指定した日時から原則72時間の集中街頭活動を実施する。</p>			
イ 自転車利用者に対する指導取締りの推進			
(イ) 指導警告の強化			
<p>無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩行者に危険を及ぼす違反等に対しては、指導警告カードを活用した積極的な指導警告活動を一層強力に推進する。</p>			
(ロ) 悪質違反に対する検挙措置			
<p>歩行者等に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど、特に悪質・危険な違反に関しては、積極的に検挙措置を講じる。</p>			
ウ 背後責任・周辺者責任の追及			
<p>飲酒運転や無免許運転の違反を助長する周辺者責任、過積載・過労運転等の違反の背後責任（教唆・幫助、下命・容認、両罰）の捜査を徹底し、この種事案の防止を図るほか、自動車の使用制限等行政上の措置を的確に適用する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(1) 交通の指導取締りの強化等
大項目	5 道路交通秩序の維持		
<p>(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等</p> <p>ア 料金所等における指導取締りの強化</p> <p>高速自動車国道及び自動車専用道路の料金所等における検問を行い、飲酒運転、無免許運転等の悪質性、危険性の高い違反の取締を実施するとともに、チャイルドシート、後部座席を含むシートベルトの正しい着用について指導取締りを徹底する。</p> <p>また、いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対しては、罰則が新設された妨害運転罪等の適用による検挙措置を講ずる。</p> <p>イ 機動取締りの強化</p> <p>高速自動車国道及び自動車専用道路における交通秩序の確立を図るため、最高速度違反、車間距離不保持違反、積載貨物の転落等防止措置義務違反などの危険な違反や、運転中の携帯電話使用、運転不能となった場合の燃料等点検・措置義務違反や故障車両表示義務違反等に重点をおいた取締りを強化する。</p> <p>ウ 背後責任・周辺者責任の追及</p> <p>飲酒運転や無免許運転の違反を助長する周辺者責任、過積載・過労運転等の違反の背後責任（教唆・幫助、下命・容認、両罰）の捜査を徹底し、この種事案の防止を図るほか、自動車の使用制限等行政上の措置を的確に適用する。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進【重点事項】
大項目	5 道路交通秩序の維持		
<b>県警察交通指導課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>交通死亡事故、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪を適用する等の重大交通事故については、客観的資料を収集するとともに科学的捜査を推進し、事故原因の徹底究明を図る。</p> <p>また、悪質・多様化の傾向にある交通特殊事件、交通関連事件について、捜査体制の確立と捜査能力の向上を図る。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底</li> <li>(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等</li> <li>(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進</li> </ul>			
2 計画の内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 <p>交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条、第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。</p> </li> <li>(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 <p>交通事故事件等の捜査力を強化するため、事件を認知した初動時から交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を現場臨場させた組織的な集中捜査や科学捜査研究所との連携を図る。</p> <p>また、交通幹部の実務研修、交通事故事件捜査・鑑定専科教養、実践塾の開催、執務資料の作成等により、捜査能力の向上を図る。</p> </li> <li>(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 <p>常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材を効果的に活用するとともに、より信頼性の高い客観的資料に基づいた科学的交通事故事件捜査等の捜査を推進する。</p> </li> </ul>			



<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(3) 暴走族等対策の強化【重点事項】
大項目	5 道路交通秩序の維持		

**県警察交通企画課・県警察交通指導課 関係施策**

1 計画の実施方針

暴走族及び違法行為を敢行する旧車會（※注、以下「暴走族等」という。）は萌芽のうちに摘み取ることを最重点とし、暴走族の実態及び動向を的確に把握するとともに、暴走行為を繰り返す者に対しては家庭、職場、学校等関係者と緊密な連携をとり、青少年の健全な育成を図る観点から、継続的な補導・指導によって暴走族の台頭抑止、暴走行為の未然防止を図る。

また、暴走行為による事件・事故の発生や爆音走行を防止し、交通秩序を確保するための対策を強力に推進する。

- (1) 関係機関・団体との連携
- (2) 暴走行為阻止のための環境整備
- (3) 暴走行為や爆音走行をする者に対する指導取締りの強化

※注：暴走族OB等が違法改造等されたバイク等により、集団で走行するグループ

2 計画の内容

(1) 関係機関・団体との連携

青少年関係機関・団体と連携して、情報共有を図り、青少年の暴走行為の未然防止を図る。

また、家庭、学校、職場、地域等関係機関・団体との連携の下、暴走族等結成時における解体、加入阻止、離脱等の支援活動を徹底する。

(2) 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族及びこれに伴う群衆の集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに関係機関・団体が連携し、暴走行為等が出来ない道路環境づくりや広報啓発による暴走行為を許さない環境作りを推進する。

(3) 暴走行為者に対する指導取締りの推進

ア 暴走族等取締体制の充実

暴走族等取締体制を充実させ、併せて取締り用装備資器材の整備を図る。

イ 暴走族等に対する指導取締りの強化

(ア) 共同危険行為等禁止違反の積極的適用

集団暴走については、共同危険行為等禁止違反を積極的に適用し、道路交通から排除する。

また、大量検挙による暴走グループの解散を図る。

(イ) 爆音走行に対する取締りの強化

迷惑性の高い爆音走行については、整備不良車両運転、騒音運転等の禁止違反を適用し、平穏な交通環境の実現を目指す。

(ウ) 背後責任の追及等

不正改造等暴走行為を助長するような行為に対しても背後責任の追及を行う。

**中国運輸局島根運輸支局 関係施策**

1 計画の実施方針

暴走族等による不正改造を未然に防止する等、交通秩序の確保に貢献する。

(1) 車両の不正改造の防止

2 計画の内容

(1) 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するとともに、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。

<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(1) 救助・救急体制の整備
大項目	6 救助・救急活動の充実		

**県消防総務課・県医療政策課・県警察交通規制課 関係施策**

1 計画の実施方針

交通事故による救助・救急活動に対応するため、必要な訓練や連絡協力体制、施設設備の整備を図り、心肺そ生法等の応急手当を普及啓発し、また、救助・救急隊員、救急救命士の養成と教育訓練の充実を進め、ヘリコプターによる救急業務、高速道路における救急体制の整備を促進する。

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 救助・集団救急事故体制の整備
- (3) 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
- (4) 救急救命士の養成・配置等の促進
- (5) 救助・救急用資機材の整備の推進
- (6) 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる救急業務の推進
- (7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
- (8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備
- (9) 現場急行支援システム（F A S T）の整備の推進
- (10) 緊急通報システム（H E L P）の整備の推進

2 計画の内容

(1) 救助体制の整備・拡充【重点事項】

交通事故の多様化、大規模化に対処できるよう、必要な訓練や連絡協力体制の整備を推進する。

(2) 救助・集団救急事故体制の整備

大規模交通事故等の多数の負傷者が発生する重大交通事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施等、救助・集団救急事故体制を推進する。

(3) 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

（県医療政策課・県警察交通企画課・県警察運転免許課関係施策の55ページを参照）

(4) 救急救命士の養成・配置等の促進【重点事項】

救急救命士養成施設（（一財）救急振興財団東京研修所・九州研修所）へ救急隊員の派遣を進め、救急救命士を養成する。

○ 救急隊員派遣実績

	令和2年度計画
派遣人員	13人

救急隊員、救急救命士の実施する処置の高度化を図るため、メディカルコントロール体制の整備を推進する。

※ 救急救命士（救急救命士法による国家資格）：心肺停止状態の傷病者に対し、医師の指示により気管挿管や薬剤の投与等の救急救命処置を行う（一部、心肺停止前に行う輸液や薬剤投与もある。）

(5) 救助・救急用資機材の整備の推進【重点事項】

救助・救急業務の実施団体に対し、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材、消防通信施設を始めとする施設設備の整備を促し、業務体制の向上を図る。

道路交通安全対策		中項目	(1) 救助・救急体制の整備
大項目	6 救助・救急活動の充実		
<p>(6) 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる救急業務の推進【重点事項】</p> <p>県の所有する消防防災ヘリコプターによる救急ヘリ活動については、平成18年度より救急救命士が搭乗できるように県と各消防本部との協定を設けた。</p> <p>今後も両ヘリコプターによる救急活動を推進する。</p> <p>(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>島根県消防学校において、救助・救急隊員に必要な知識と技術の教育訓練を行い、また、気管挿管・薬剤投与等高度な処置のできる救急救命士を養成する。</p> <p>(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備</p> <p>高速道路における救急業務について、沿線市町村と西日本高速道路株式会社は相協力して迅速かつ効果的な人命救助を行うために、通信連絡体制等の充実を図るとともに、インターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ、当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を推進する。</p> <p>さらに、西日本高速道路株式会社及び関係市町村等は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施を推進する。</p> <p>(9) 現場急行支援システム（FAST）の整備の推進</p> <p>緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、制御器の高度化を図り、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST：Fast Emergency Vehicle Preemption Systems）の整備の推進を図る。</p> <p>(10) 緊急通報システム（HELP）の整備の推進</p> <p>交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を警察に通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP：Helpsystem for Emergency Life saving and Public safety）の普及を図る。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(1) 救助・救急体制の整備
大項目	6 救助・救急活動の充実		
<p>県医療政策課・県警察交通企画課・県警察運転免許課 関係施策</p>			
<p>1 計画の実施方針</p> <p>交通事故現場に居合わせた人による応急手当の実施により救命効果の向上を図るため、自動体外式除細動器（AED）を含めた心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p>			
<p>2 計画の内容</p> <p>(1) 心停止者の救命率向上に資するAEDの県民への普及啓発事業を実施する。</p> <p>(2) 自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において、応急救護処置に関する知識の普及に努める。</p> <p>(3) 交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用車両運転者等に対する知識の普及に努める。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(1) 救助・救急体制の整備
大項目	6 救助・救急活動の充実		

**県消防総務課・西日本高速道路株式会社中国支社 関係施策**

1 計画の実施方針

高速道路等における救急業務について、消防、警察機関と協力して迅速かつ効果的な人命救助を図る。

2 計画の内容

消防総務課、西日本高速道路株式会社及び救急業務実施担当市町は、協力して迅速かつ効果的な人命救助を図る。

また、高速道路交通警察隊、医療機関などの関係機関との連携体制の強化を図る。

○ 救急実施体制（高速自動車国道等）

道路名	実施区間	上下別	救急業務実施機関（一部他県機関を含む。）
中国自動車道	六日市IC～吉和IC	上り線	益田地区広域市町村圏事務組合
	六日市IC～鹿野IC	下り線	
	吉和IC～六日市IC	下り線	広島市消防局
	鹿野IC～六日市IC	上り線	周南市消防本部（山口県）
浜田自動車道	大朝IC～瑞穂IC	下り線	北広島町消防本部（広島県）
	瑞穂IC～大朝IC	上り線	江津邑智消防組合
	瑞穂IC～旭IC	下り線	
	浜田IC～瑞穂IC	上り線	浜田市消防本部
	旭IC～浜田IC	下り線	
松江自動車道	三刀屋木次IC～宍道JCT	下り線	雲南広域連合雲南消防本部
	宍道JCT～三刀屋木次IC	上り線	松江市消防本部
	三刀屋木次IC～高野IC	上下線	雲南広域連合雲南消防本部
松江道路	松江玉造IC～東出雲IC	上下線	松江市消防本部
山陰自動車道	松江玉造IC～斐川IC	下り線	松江市消防本部
	宍道IC～松江玉造IC	上り線	
	斐川IC～宍道IC	上り線	出雲市消防本部
	出雲IC～斐川IC	上下線	
山陰道（安来道路）	米子西IC～安来IC	下り線	鳥取県西部広域行政管理組合
	安来IC～米子西IC	上り線	安来市消防本部
	安来IC～東出雲IC	下り線	
	東出雲IC～安来IC	上り線	松江市消防本部
山陰道（江津道路）	江津IC～浜田東IC	下り線	江津邑智消防組合
	江津西IC～江津IC	上り線	
	浜田東IC～浜田JCT	下り線	浜田市消防本部
	浜田JCT～江津西IC	上り線	
山陰道（仁摩・温泉津道路）	仁摩・石見銀山IC～石見福光IC	上下線	大田市消防本部
山陰道（浜田・三隅道路）	原井IC～石見三隅IC	上下線	浜田市消防本部
山陰道（浜田道路）	浜田IC～原井IC	上下線	浜田市消防本部
山陰道（益田道路）	遠田IC～久城IC	上下線	浜田市消防本部
	高津IC～須子IC	上下線	益田地区広域市町村圏事務組合
山陰道（朝山・大田道路）	大田朝山IC～大田中央・三瓶山IC	上下線	大田市消防本部
山陰道（多伎・朝山道路）	大田朝山IC～出雲多伎IC	上り線	大田市消防本部
	出雲多伎IC～大田朝山IC	下り線	出雲市消防本部

道路交通安全対策		中項目	(2) 救急医療体制の整備
大項目	6 救助・救急活動の充実		

県医療政策課 関係施策

1 計画の実施方針

交通事故による負傷者の救命率をより向上させるため、救急医療体制を確保する。

- (1) 救急医療機関等の整備
- (2) 救急医療担当医師・看護師の養成等
- (3) ドクターヘリ事業の推進

2 計画の内容

(1) 救急医療機関等の整備【重点事項】

ア 初期・2次・3次の救急医療体制の充実

救急体制	救急体制	令和元年度実績	令和2年度計画
初 期	在宅当番医制	7 地区	7 地区
	休日診療所	3 か所	3 か所
	休日診療事業	2 か所	2 か所

イ 2次救急医療体制の維持充実

救急告示病院を中心に病院群輪番制など各地域事情に応じた救急医療体制がとられているが、医療機関連携等について検討を進め、医療機能の水準維持に努める。

ウ 3次救急医療体制（救命救急センター）の維持充実

令和2年度 実施計画	地 域	救命救急センター
	松 江	・松江赤十字病院
	出 雲	・県立中央病院
	〃	・島根大学医学部附属病院
	浜 田	・国立病院機構浜田医療センター

項 目	令和元年度実績	令和2年度計画
救命救急センター	4 箇所	4 箇所

(2) 救急医療担当医師・看護師の養成等【重点事項】

救急医療に携わる医師の確保に努めるとともに救急医療に関する教育研修に努める。

また、看護師も養成施設における実習等を通じて救急部門を担当出来る人材の養成に努める。

(3) ドクターヘリ事業の推進【重点事項】

医師や看護師が同乗し、救命医療を行いながら、救急患者を搬送できるドクターヘリの活用により、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

道路交通安全対策		中項目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等
大項目	6 救助・救急活動の充実		
<p>県消防総務課 関係施策</p> <p>1 計画の実施方針  救急医療施設への迅速かつ円滑な搬送収容を確保するため、救急医療機関・消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保する。</p> <p>2 計画の内容  島根県救急業務高度化推進協議会の活動を通じ、メディカルコントロール体制充実に向けた、関係機関との連携・協力を図る。</p>			

<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(1) 交通事故相談業務の充実
大項目	7 被害者支援の充実と推進		

**県交通対策課 関係施策**

1 計画の実施方針

交通事故に起因する損害賠償問題など様々な相談に応じ、被害者等を支援するため、交通事故相談所の相談活動を実施する。

- (1) 交通事故相談所の相談業務の充実      (2) 相談員の資質の向上      (3) 相談業務についての広報の徹底

2 計画の内容

(1) 交通事故相談所の相談業務の実施

ア 常設相談

相 談 所	基本開設日	開設時間
松 江	日曜日、土曜日、祝休日及び年末年始を除く毎日	午前 9 時～12 時
浜田相談室	祝休日及び年末年始を除く 毎週水曜日	午後 1 時～ 4 時

イ 巡回相談

地 区	会 場	基本開設日	開設時間
出 雲	出雲市役所	第 3 木曜日	午前 9 時～午後 3 時
大 田	大田市役所	第 1 火曜日	
益 田	益田市役所	第 4 木曜日 (要予約)	
隠 岐	隠岐の島町役場	第 2 木曜日とその翌日 (6・9・12・3月)(要予約)	木曜日 午後 1 時～ 4 時 金曜日 午前 9 時～12 時

※新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて実施形態を変更する。

(2) 相談員の資質の向上

内閣府の行う事例研究会や研修会への参加を通じて、相談内容の多様化、複雑化に対応しうよう、交通事故相談員の資質の向上を図る。

(3) 相談業務についての広報の推進

相談業務の利用を高めるため、県広報及び市町村広報紙や有線放送等の活用など県民及び関係機関に対する積極的な広報活動を行うとともに、現場警察官と連携を密にして、被害者に対する直接的な周知を行う。  
また、日本司法支援センター（法テラス）等との連携により必要な情報提供を行う。

**県警察交通指導課 関係施策**

1 計画の実施方針

ひき逃げ事件、交通死亡事故、危険運転致死傷罪を適用する事件等の被害者又はその遺族に対して、捜査状況の連絡を行うほか、被害者から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故事件の被害者等の心情に配慮した適切かつ確実な被害者連絡の実施に努める。

2 計画の内容

「交通事故被害者の手引き」、「リーフレット」の作成・配布等により、刑事手続きの概要の教示、損害賠償手続きの概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。

また、交通事故被害者又は遺族の県営住宅への優先的入居制度の情報提供や管理事務所からの照会に対して適切に対応する。



道路交通安全対策		中項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等
大項目	7 被害者支援の充実と推進		
<b>県交通対策課・県警察交通指導課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>県交通事故相談所、警察、日弁連交通事故相談センター、民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携を図り援助活動を推進する。</p> <p>(1) 交通事故相談活動の推進</p> <p>(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化</p>			
2 計画の内容			
(1) 交通事故相談活動の推進			
<p>県交通事故相談所を活用し、地域における交通事故相談活動を、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、その他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等と連携を図り円滑かつ適正な相談活動を推進する。</p> <p>また、交通事故相談所等において各種の広報行うほか、市町村等の広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者等に対し広く相談の機会を提供する。</p>			
(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化			
<p>警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。</p> <p>また、関係機関が行う人権相談において交通事故に関する人権相談を取り扱うとともに、関連団体における交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図る。</p>			

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
大項目	7 被害者支援の充実と推進		

中国運輸局島根運輸支局 関係施策

1 計画の実施方針

自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

2 計画の内容

自動車事故による被害救済の充実を期するため、独立行政法人自動車事故対策機構における資金貸付制度（交通遺児等貸付、後遺障害に係る保険及び保険金の一部立替貸付、不履行判決等貸付並びに重度後遺障害者の介護手当の支給）の利用促進について、各市町村、社会福祉事務所、民生委員協議会等を通じ積極的な広報活動を行う。

また、自動車事故による被害者の療護施設の運営等重度の後遺障害者に対する援助措置の充実に努める。

○ 自動車事故による被害者への資金貸付制度による貸付額及び支給額

貸付及び支給種別		貸付額及び支給額
義務教育修了前の交通遺児に対する資金の貸付	一時金	155 千円
	育成資金	毎月20 千円 又は10千円（選択制）
	入学支度金	44 千円
後遺障害保険金一部立替貸付		100～2,900 千円
保証金の一部立替貸付		100～2,900 千円
不履行判決等 貸付		100～1,000 千円
重度後遺障害者の介護手当支給		(月額)36～211 千円

道路交通安全対策		中項目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
大項目	7 被害者支援の充実と推進		
<b>県警察交通企画課・県警察交通指導課・県警察運転免許課 関係施策</b>			
1 計画の実施方針			
<p>交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けていることから、その心情に配慮した対策を推進する。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害者等の心情に配慮した交通事故相談</li> <li>(2) 情報の提供</li> <li>(3) 被害者連絡制度の充実</li> <li>(4) 被害者等の声を反映した講習等の推進</li> <li>(5) 警察職員に対する教養・研修等</li> </ul>			
2 計画の内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害者等の心情に配慮した交通事故相談 <p>交通事故相談に当たっては、常に被害者等の心情に配慮した相談業務を推進する。</p> </li> <li>(2) 情報の提供 <p>被害者等に対して、交通事故の概要、捜査過程等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引き」やリーフレットを作成し、活用する。</p> </li> <li>(3) 被害者連絡制度の充実 <p>ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、加害者の行政処分結果等についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。</p> </li> <li>(4) 被害者等の声を反映した講習等の推進 <p>各種講習において、被害者等の切実な訴えが反映されたDVD・手記等を活用するなど、被害者等の声を反映した講習の実施に努める。</p> </li> <li>(5) 警察職員に対する教養・研修等 <p>交通事故捜査を担当する職員に対しては、警察学校における教育・研修を実施するほか、各警察署に対する巡回教育等を行うとともに、既存の被害者対策関係マニュアルの見直しを行い、被害者等の心情に配慮した被害者支援が推進されるよう努める。</p> </li> </ul>			

道路交通安全対策		中項目	(4) 無保険（無共済）車両対策の徹底
大項目	7 被害者支援の充実と推進		

**中国運輸局島根運輸支局 関係施策**

1 計画の実施方針

自動車損害賠償保険の無保険車両の運行の防止に努めるとともに、検査対象外軽自動車及び原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険（責任共済）の加入を促進するため、無保険バイク追放キャンペーン、街頭指導取締りの強化等に努める。

2 計画の内容

関係機関の協力を得て街頭取締りを実施するほか、指導員制度を活用して、無保険車両の排除に努める。

また、検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に対し、自動車損害賠償責任保険（責任共済）の加入率の向上を図るため、9月1日より9月30日の間、無保険バイク追放キャンペーンとしてポスターの掲示、リーフレットの配布等の広報活動を実施する。

○ 無保険車両等取締状況

	実施回数	検査車両数	違反件数
令和元年度実績	107回	6,398台	162件
令和2年度計画	90回	—	—

**県警察交通企画課・県警察交通指導課 関係施策**

1 計画の実施方針

自動車損害賠償保障制度の広報と街頭における指導取締りを実施し、無保険（無共済）車両の運行を防止する。

- (1) 講習等の機会を捉えた広報の実施
- (2) 街頭における指導取締り

2 計画の内容

- (1) 講習等の機会を捉えた広報の実施

自動車損害賠償責任保険（責任共済）の期限切れ、掛け忘れ等を防止するため、各種交通安全講習等において、その必要性について積極的に広報活動を実施する。

- (2) 街頭における指導取締り

道路交通法違反の指導取締りに併せ、車両に貼付された保険（共済）標章等を確認するなど無保険（無共済）車両の取締りを行う。

<b>道路交通安全対策</b>		中項目	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進
大項目	8 研究開発及び調査研究の充実		(2) 道路交通事故の分析と活用 (3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究

**中国地方整備局松江国道事務所・中国地方整備局浜田河川国道事務所 関係施策**

1 計画の実施方針

道路交通の安全に関する研究開発の推進

2 計画の内容

道路交通の安全に関する研究開発の推進

効率的で効果的な交通安全対策を推進するため、各種対策の交通事故の削減効果、被害の軽減効果について、データ収集・分析・効果予測を行い、情報を蓄積し、「交通事故対策・評価マニュアル及び事故対策事例集」へフィードバックする。

**県警察交通企画課 関係施策**

1 計画の実施方針

総合的な観点からの交通事故分析を行うとともに、その情報を県民に対して積極的に提供することにより、県民の交通安全意識の向上を図る。

- (1) 交通事故の分析と活用
- (2) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究

2 計画の内容

(1) 交通事故の分析と活用

効果的な交通安全対策の検討、立案に資するため、人、道路、車両等について総合的な交通事故分析を行い事故発生原因や要因を的確に把握する。

また、交通事故分析に係る情報について、県警ホームページや広報紙等を活用し、関係機関・団体や地域住民に対して積極的に公表・提供し、県民の交通事故防止と交通安全意識の向上を図る。

(2) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究

高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう適切な安全対策を実施するため、過去の統計から交通事故の被害に遭いやすい高齢者や自転車利用者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。

<b>鉄道交通安全対策</b>		中項目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
大項目	1 鉄道交通環境の整備		(2) 運転保安設備等の整備

**中国運輸局鉄道部 関係施策**

1 計画の実施方針

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要があるため、運転保安設備の整備等の安全対策を推進する。

- (1) 鉄道施設等の安全性の向上
- (2) 運転保安設備等の整備

2 計画の内容

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めるよう指導する。

特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、駅施設等については、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、内方線付き点字ブロック等による転落防止設備等の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備について引き続き推進を図る。

鉄道交通安全対策		中項目	(1)鉄道施設等の安全性の向上
大項目	1 鉄道交通環境の整備		(2) 運転保安設備等の整備

○ 鉄道施設等の整備

主事 体業	事業	令和元年度実績		令和2年度計画		備考
		事業量	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	
西 日 本 旅 客 鉄 道	軌道強化	-	248,700	-	559,338	山陰線、木次線ほか
	橋りょう改良	1箇所	347,000	-	-	
	線路防護設備等の整備	20箇所	124,077	27箇所	229,287	山陰線、山口線
	駅施設の整備	7箇所	53,262	7箇所	57,274	山陰線
	変電所等設備の整備	-	-	1箇所	117,073	山陰線
	小計	-	773,039	-	962,972	
一 畑 電 車	軌道強化	-	186,753	-	144,180	
	線路防護設備等の整備	1箇所	2,605	1箇所	2,620	
	電路設備の整備	4件	42,910	3件	53,760	
	変電所等設備の整備	2基	29,120	1箇所	134,500	
	小計	-	261,388	-	335,060	
合計	-	1,034,427	-	1,298,032		

○ 運転保安設備の整備

主事 体業	事業	令和元年度実績		令和2年度計画		備考
		事業量	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	
旅 西 日 本 客 鉄 道	自動列車停止装置	5箇所	9,001	8箇所	13,685	山陰線ほか
	列車無線設備(地上)	-	-	16箇所	106,709	山陰線
	小計	5箇所	9,001	24箇所	120,394	
一 畑 電 車	信号保安設備の整備	-	36,322	-	3,200	
	小計	-	36,322	-	3,200	
合計	-	45,323	-	123,594		

鉄道交通安全対策		中項目
大項目	2 鉄道の交通の安全に関する知識の普及	
<b>中国運輸局鉄道部 関係施策</b>		
1	計画の実施方針 鉄道の交通の安全に関する知識の普及	
2	計画の内容 <p>運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。</p> <p>このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等を実施し、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p>	



鉄道交通安全対策		中項目	(1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (5) 運輸安全マネジメント評価の実施
大項目	3 鉄道の安全な運行の確保		
<b>中国運輸局鉄道部 関係施策</b>			
1 計画の実施方針 重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する。さらに、運転士の資質の保持、事故情報及び安全上のトラブル情報の共有・活用の充実を図る。			
(1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (5) 運輸安全マネジメント評価の実施			
2 計画の内容 (1) 保安監査の実施 鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、JR北海道問題を踏まえて2014年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなどメリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。			
(2) 運転士の資質の保持 運転士の資質の確保を図り、また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。			
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 鉄道事業者の安全担当管理者による鉄軌道保安連絡会議・運転管理者会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。 また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。			
(4) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。 また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。			
(5) 運輸安全マネジメント評価の実施 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。			

<b>鉄道交通安全対策</b>		中項目	(6) 気象情報等の充実
大項目	3 鉄道の安全な運行の確保		

**松江地方気象台・中国運輸局鉄道部 関係施策**

1 計画の実施方針

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、前記「道路交通安全対策 3 安全運転の確保 (6) 道路交通に関する情報の充実 (46ページ)」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識の普及を行う。

特に竜巻等の激しい突風による列車の転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者がとるべき防災対応について、平常時から火山防災協議会における共同検討を通じ合意を図る。

2 鉄道気象通報の実施

「気象観測予報体制の整備等、地震・津波・火山の監視体制の整備等、情報の提供等」の項で述べた施策と同様な措置を講ずるほか、西日本旅客鉄道(株)米子支社に対し、次の通報を行う。

(1) 鉄道気象通報の実施

松江地方気象台と西日本旅客鉄道(株)米子支社との協定に基づき、島根県内の鉄道交通に影響を与える気象地震に関し、鉄道気象通報を行う。

鉄道交通安全対策		中項目
大項目	4 鉄道車両の安全性の確保	
中国運輸局鉄道部 関係施策		
1	計画の実施方針 鉄道車両の安全性の確保	
2	計画の内容 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえ見直される鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改正に対応し、適切な指導を行う。	

鉄道交通安全対策		中項目
大項目	5 救助・救急活動の充実	
中国運輸局鉄道部・県消防総務課 関係施策		
1	計画の実施方針 救助・救急活動の充実	
2	計画の内容 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導・救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。 また、鉄道職員に対する自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。	

鉄道交通安全対策		中項目
大項目	6 被害者支援の推進	
<b>県交通対策課・県警察交通企画課・県警察交通指導課・中国運輸局鉄道部 関連施策</b>		
1 計画の実施方針		
大規模鉄道事故が発生した場合は、関係機関との連携を図り、被害者支援を推進する。		
2 計画の内容		
公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に、国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。同支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。		
引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者への支援の取組を着実に進めていく。		
大規模な公共交通事故が発生した場合には、国の支援の下、県や市町村・警察、医療機関、民間の被害者支援団体等が連携を図り、情報提供、被害者等の心身のケアや専門家の紹介等被害者支援の推進を図る。		

鉄道交通安全対策		中項目
大項目	7 鉄道事故等の原因究明と再発防止	
<b>中国運輸局鉄道部 関係施策</b>		
1 計画の実施方針		
鉄道事故等の原因究明と再発防止		
2 計画の内容		
鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員は専門的な研修を受講し、調査技術の向上を図るとともに、各種調査機器の活用により分析能力の向上に努める。		
また、事故等調査結果の情報があつた場合は、「保安情報」として鉄道事業者へ周知し、同種事故等の未然防止に資するよう指導する。		

踏切道における交通安全対策		中項目	
大項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進		

中国運輸局鉄道部・国土交通省松江国道事務所・国土交通省浜田河川国道事務所  
 県道路維持課・県道路建設課・県都市計画課  
 西日本旅客鉄道株式会社・一畑電車株式会社 関係施策

1 計画の実施方針

踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、踏切道の立体交差化及び構造の改良を促進する。

2 計画の内容

主要な道路で交通量の多い踏切道について、道路の新設・改築に当たっては、極力立体交差化を図る。

なお、歩道が狭隘な踏切道についても、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策等も踏切対策に位置付け、ソフト・ハード両面からできる対策を推進する。

これらは、地方踏切道改良協議会等において、地域の実情を踏まえ、個々の踏切道に係る関係者間の調整及び連絡を密に進めることとする。

○ 踏切道の構造改良等

事業主体	事業	令和元年度実績		令和2年度計画		備考
		事業量	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	
西日本 旅客鉄道	構造改良	1箇所	55,112	4箇所	85,892	山陰線
	小計	1箇所	55,112	4箇所	85,892	
合計		1箇所	55,112	4箇所	85,892	

踏切道における交通安全対策		中項目	
大項目	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (高齢者等の歩行者安全対策の推進)		

中国運輸局鉄道部・西日本旅客鉄道株式会社・一畑電車株式会社 関係施策

1 計画の実施方針

踏切遮断機の整備等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

2 計画の内容

(1) 踏切保安設備の整備

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押しボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

○ 踏切保安設備の整備

事業主体	事業	令和元年度実績		令和2年度計画		備考
		事業量	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	
西日本 旅客鉄道	踏切支障報知装置 (自動)	1箇所	42,893	—	—	
	小計	1箇所	42,893	—	—	
一畑 電車	踏切保安設備の整備	—	24,847	—	25,160	
	小計	—	24,847	—	25,160	
合計		—	67,740	—	25,160	

踏切道における交通安全対策		中項目
大項目	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	
<b>県警察交通規制課 関係施策</b>		
1 計画の実施方針 踏切道の環境や交通の状況を勘案し、交通の安全と円滑を図るための交通規制を実施する。		
2 計画の内容 踏切道の幅員、保安施設の整備状況、交通量等の道路交通環境及び地域住民、道路利用者の意見・要望を踏まえた上、必要に応じて車種を限定した通行止め等の交通規制を実施し、踏切道における交通の安全と円滑を図る。		

踏切道における交通安全対策		中項目				
大項目	3 踏切道の統廃合の促進					
<b>中国運輸局鉄道部 関係施策</b>						
1 計画の実施方針 踏切道の統廃合を促進する。						
2 計画の内容 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。						
○ 踏切道の統廃合						
事業主体	事業	令和元年度実績		令和2年度計画		備考
		事業量	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	
西日本 旅客鉄道	整理統合	—	—	1箇所	6,545	山陰線
	小計	—	—	1箇所	6,545	
合計		—	—	1箇所	6,545	

踏切道における交通安全対策		中項目	
大項目	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		

**中国運輸局鉄道部・県道路維持課・県道路建設課 関係施策**

1 計画の実施方針

踏切道の交通の安全と円滑化を図るため、広報活動等を強化する。

2 計画の内容

緊急に対策が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努める。

**県警察交通企画課・県警察交通規制課・県警察交通指導課 関係施策**

1 計画の実施方針

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、踏切道における指導取締りや安全な通行についての教育を行う。

- (1) 踏切道における指導取締り
- (2) 踏切道の安全通行のための教育

2 計画の内容

(1) 踏切道における指導取締り

踏切一時不停止等、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に実施する。

(2) 踏切道の安全通行のための教育

踏切事故の多くは、ドライバーや歩行者等の交通マナーの悪さに起因するものが多いことから、各種交通安全講習等を通じ、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し「止まる、みる、聞く」の教育を行うなど、交通安全意識の高揚を図る。



## 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）抜粋

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第16条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

第17条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 都道府県教育委員会の教育長
- 三 警視總監又は道府県警察本部長
- 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- 五 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第一項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員
- 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- 七 その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（都道府県交通安全計画等）

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、す

みやかに、これを、内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

- 3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。

- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

- 6 市長村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。